

COURSE OFFERINGS AND GUIDE TO ACADEMIC REGULATIONS

2025年度
履修要覧

日本大学短期大学部（三島校舎）



**JUNIOR
COLLEGE
(MISHIMA CAMPUS)
NIHON
UNIVERSITY**

JUNIOR COLLEGE (MISHIMA CAMPUS) NIHON UNIVERSITY

短期大学部 学長 大貫 進一郎
Junior College

ビジネス教養学科
Department of Business and Management Studies

専攻科食物栄養専攻
Advanced Course of Food and Nutrition

所在地

〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

インターネットホームページアドレス

<https://www.ir.nihon-u.ac.jp/>

目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき
道統をたつとび 憲章にしたがい
自主創造の気風をやしなひ
文化の進展をはかり
世界の平和と人類の福祉とに
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて
深遠な学術を研究し
心身ともに健全な文化人を
育成することを使命とする

履修要覧

2025年度

この履修要覧には、本短期大学部の学生が必ず知っておかなければならない学則、卒業・修了に必要な単位数、その履修方法及び履修に関するさまざまなルールなど、学修を進めていく上で、指針となる事項が集約されています。

また、在学中に取得できる各種資格や検定試験等に関する情報も提供されています。

さらに、ビジネス教養学科の多くの卒業生が、日本大学の各学部や国公立大学を含めた他大学へ編入学していることから、編入学に関する事項も記載してあります。

加えて、専攻科食物栄養専攻の学生は、学位記（学士（栄養学））の取得方法等や各種講座・検定試験等の情報も記載しています。

なお、大学生活においては、各種届出書類を提出することが必要になります。それらの書類の書き方や提出先などについても記載してありますので、この履修要覧で確認してください。

より充実した学生生活を送るために、大学での学修のみならず、フィールドスタディの手引きとしてこの履修要覧を活用してください。

本短期大学部学生は、入学年度交付の「履修要覧」に従って学修してください。履修を希望する授業科目は、年度毎の「授業時間割表」、「授業計画（シラバス）」を参照してください。

在学期間中の必要事項が網羅されているこの履修要覧は、入学時のみに配布しますので、卒業するまで紛失しないようにしてください。紛失者に対する再配付はしません。ただし、履修要覧の内容が変更される場合は、ガイダンスや掲示で変更内容をお知らせします。

目 次

日本大学の理念	1
日本大学教育憲章	1
日本大学マインド	
「自主創造」の3つの構成要素及びその能力	
授業	2
休講情報	3
欠席	4
欠席の手続き	4
授業欠席届	4
試験	6
到達度確認テスト	6
定期試験（諸課程）	6
追試験	6
受験上の注意	7
試験欠席届	8
仮学生証（試験受験用）	9
レポート	10
成績と単位	11
単位認定	13
① 外国語技能検定による単位認定（英語）	13
② 検定試験合格による単位認定について	13
休学・復学・退学	14
修業年限	14
休学	14
復学	15
退学	15
学生支援	16
障がい学生支援（合理的配慮）について	16
「学生支援室」及び「日本大学学生支援センター」について	16
各種証明書	17
科目の履修	18
履修単位の制限	18
履修科目の制限	18
履修の手順と履修計画	19
履修の手順	19
履修計画	19

履修科目の登録	20
受講届の提出	20
履修登録の注意点	20
履修登録の削除・追加	21
GPA制度とは	21
履修登録の流れ	22
履修登録方法	24

ビジネス教養学科

日本大学短期大学部（三島校舎）の教育理念	33
ビジネス教養学科の「教育研究上の目的」	33
日本大学短期大学部（三島校舎）の教育目標	33
ビジネス教養学科の教育目標	33
ビジネス教養学科の教育方針	35
ビジネス教養学科の概要	36
科目の概要	37
科目の分類	37
科目の性格	37
卒業の要件	38
卒業に必要な単位数	38
教育課程履修表	39
履修系統図 短期大学部ビジネス教養学科	41
体育実技科目	42
スポーツ総合	42
単位互換科目・他学科履修科目	43
生物資源科学部との単位互換科目	44
資格検定試験	45
海外語学実習	46
海外留学	47
海外留学前の手続き	47
海外留学後の単位認定手続き	47
編入学試験	48
試験内容	48
必要書類	49
一般推薦・指定校推薦	49
他大学への進学状況	50

専攻科食物栄養専攻

日本大学短期大学部（三島校舎）の教育理念	53
専攻科食物栄養専攻の「教育研究上の目的」	53
日本大学短期大学部（三島校舎）の教育目標	53
専攻科食物栄養専攻の教育目標	53
専攻科食物栄養専攻の教育方針	55
専攻科食物栄養専攻の概要	56
1 専攻科の趣旨	56
2 専攻科食物栄養専攻における人材養成の目標	56
3 沿革	57
4 教育方針の特色	58
5 教育課程の編成方針	59
栄養学 修得すべき専門科目と関連科目の単位	61
履修系統図 短期大学部専攻科食物栄養専攻	62
授業科目の開設学年	63
修了要件	64
1 修了に必要な単位数	64
2 単位認定に要する授業回数・時間数	64
栄養士法に基づく科目区分	65
学位取得	66
資格検定試験	67
介護職員初任者研修講座	68
フードアナリスト検定試験講座	69
NR・サプリメントアドバイザー	70

日本大学短期大学部学則（抄）	71
部科校所在地一覧	79

日本大学の理念

日本大学の教育理念は「自主創造」です。日本人としての主体性を認識し、その上でグローバル化に対応できる世界的視野で物事を捉え、それぞれが学ぶ領域や活動体験を生かし「自主創造」の気風に満ちた人材の育成を目指します。

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- **日本の特質を理解し伝える力**
日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。
- **多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力**
異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。
- **社会に貢献する姿勢**
社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

< 自ら学ぶ >

- **豊かな知識・教養に基づく高い倫理観**
豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。
- **世界の現状を理解し、説明する力**
世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

< 自ら考える >

- **論理的・批判的思考力**
得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
- **問題発見・解決力**
事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

< 自ら道をひらく >

- **挑戦力**
あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。
- **コミュニケーション力**
他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。
- **リーダーシップ・協働力**
集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
- **省察力**
謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

授 業

① 授業時間

令和7年度の授業時間は原則として月曜日から土曜日まで次のとおりです。

1時限	9:00～10:30
2時限	10:50～12:20
昼休み	12:20～13:00
3時限	13:00～14:30
4時限	14:50～16:20
5時限	16:40～18:10
6時限	18:30～20:00

② 休講措置

【個々の授業の休講】

やむをえない理由で授業が休講となる場合は、原則として掲示により連絡します。

休講掲示は、LiveCampusU（以下LCU）に掲示します。また、三島駅北口校舎教務課掲示板（2階）にも掲示しますので、確認してください。（p.3参照）

事前に連絡がなく、授業開始時刻から30分を過ぎても担当教員が教室に来ない場合は、教務課、講師室又は学科研究室に問い合わせて指示を受けてください。

【一斉休講】

天候悪化（※1）や交通機関の乱れ（※2）により、国際関係学部・短期大学部（三島校舎）のすべての授業が休講となる場合があります。LCUでお知らせしますので、各自で確認するようにしてください。なお、以下の時間を目安に休講の連絡を掲載します。

1・2時限の休講に関する情報：休講当日午前6時
3時限以降の休講に関する情報：休講当日午前10時

※1 気象庁による気象警報発令に基づき、自動的に休講となるものではありません。

※2 交通機関の乱れとは、数時間以上の運転見合わせ及びその可能性を想定しています。
JR東海道新幹線及びJR東海道本線を対象とします。

東海地方を中心とする大規模な地震の発生が予想される時、気象庁所管の「地震防災対策強化地域判定会」が招集され、状況により「警戒宣言」が発令されます。判定会が招集されたことを確認した時点で休講とします。

③ 補 講

やむをえず休講となった授業は、担当教員の指定する日時に補講を行います。

補講については、各学科研究室前の掲示板で確認してください。

④ 教室変更

学校行事又は担当教員の指示により、教室を変更することがあります。教室変更についてはLCU及び各学科研究室前の掲示板で確認してください。

休 講 情 報

日本大学短期大学部（三島校舎）では、休講情報等が下記のとおりインターネット及び携帯電話から、LCU で確認することができます。

- 1 掲載内容 ①休講情報
②教室変更情報
③その他（お知らせ／呼び出しなど）

2 利用するまでの準備

入学時に配付されるユーザー名とパスワードでログインしてください。ユーザー名とパスワードは履修登録の際にも使用しますので、卒業するまで大切に保管してください。

3 アクセス方法

LCU にログインし、「休講・補講・教室変更」から確認してください。

Welcome to **NU-Apps & AppsG**

NU-認証サービス ログイン

ユーザー名: @nihon-u.ac.jp
@g.nihon-u.ac.jp

パスワード:

ワンタイムパスワードを利用

アカウントにアクセスできない場合

NU-Appsヘルプ
NU-Appsステータス情報

© Nihon University

4 利用にあたっての注意事項

- LCU で掲載内容を見る場合は、ポップアップブロックを解除しないと見られません。パソコンや携帯電話のブラウザの設定を変更してください。
- 大学への直接の電話による問い合わせは控えてください。
- 自分のパスワードを他人に知られないようにしてください。
- パスワードを忘れてしまった場合は、教務課で学生証を提示し、パスワード参照を申し出てください。
- ネットワーク障害時やメンテナンス時は利用できません。その場合、**ログイン画面下部に掲載します。**
一度のアクセスでつながらない場合がありますので、時間をおいてアクセスしてください。

欠 席

欠席の手続き

授業の欠席回数が3分の1を超えた場合などは、原則として評価の対象となりません。やむをえない理由で授業を欠席する場合は、所定の手続きが必要になります。この手続きは、欠席する期間や欠席理由により、次の2つに分けられます。ただし、各欠席届の取り扱いは、各授業の担当教員の判断に委ねられていますので、欠席届を提出すれば出席扱いになるとは限りませんので注意してください。また、次の授業時など、速やかに提出してください。

授業欠席届を偽造するなど、不正に提出する事例がみられます。取り扱いには十分注意してください。

欠席理由		欠席届の種類	欠席届の受領	欠席届の提出先
①	病気その他やむをえない理由で、7日(1週間)未満授業を欠席した場合	授業欠席届	各自コピー	授業担当教員
②	病気その他やむをえない理由で、7日(1週間)以上授業を欠席した場合		教務課	教務課 授業担当教員

※確認テスト又は定期試験を病気その他やむをえない理由で欠席する場合はp.8を参照してください。

授業欠席届

- ① 授業を7日(1週間)未満欠席した場合は、次ページの書式をコピーし、必要事項を記入後、クラス担任の認印を得た上で、授業担当教員に提出してください。また、「授業欠席届」には、病気その他の理由を証明する書類(※診断書等)を必ず添付してください。
- ② 授業を7日(1週間)以上欠席した場合は、以下の手続きが必要となります。

7日以上欠席用書式

授 業 欠 席 届	
令和.....年.....月.....日	
日本大学短期大学部学長 殿	
短期大学部.....学科.....年.....クラス	(学生番号.....)
フリガナ	本人氏名.....
わたくしは、下記のとおり欠席いたしましたので、お届けいたします。	
記	
1 欠席期間	令和.....年.....月.....日(.....)から 令和.....年.....月.....日(.....)まで
2 欠席理由
3 欠席理由を証明する書類 (別紙)
担 任	

■授業欠席届提出上の注意

- (1) 「授業欠席届」の用紙(左記の書式)は、教務課で受け取ってください。
- (2) 「授業欠席届」には、病気その他の理由を証明する書類(※医師の診断書)を添付してください。(※病院・薬局のレシート(領収書含む)は不可)
- (3) 「授業欠席届」は、本人がクラス担任の認印を得て、教務課に原本、授業担当教員にその写しを提出してください。

※学校感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等)による出席停止の場合は、学生手帳「健康編」または、本学部ホームページ「保健室(学校感染症と診断されたら)」を参照の上、感染症の種類に準じた証明書類のコピーを添付してください。

授業欠席届

令和____年____月____日

授業担当者 _____ 先生

短期大学部 _____ 学科 _____ 年 _____ クラス

[学生番号 _____]

フリガナ
氏 名 _____ ㊟

わたくしは、下記のとおり欠席いたしましたので、
お届けいたします。

記

1 欠席期日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

2 授業科目 (_____) 時限 _____

3 欠席理由 _____

4 添付書類 別 紙

担 任

試 験

各学期末には到達度確認テストや定期試験が実施されます。受験できる科目は履修登録している科目のみです。履修登録している科目であっても、実質的に受講者とみなされない理由がある場合（授業で指定された回数以上欠席した等）は受験を認められないことがあり、その場合の成績は「E」と記載されます（成績についてはp.11参照）。到達度確認テストや定期試験（諸課程）を実施しない演習科目などは、シラバスに記載がある成績評価基準に基づき評価されます。

到達度確認テスト

科目の到達度を理解するため、14・15週目に到達度確認期間が設けられています。到達度確認期間には、確認テストが実施され、評価の一部になります。

定期試験（諸課程）

定期試験は、栄養士課程履修科目の一部で実施します。授業が実施されている曜日・時限と異なる時間に定期試験が実施される場合があるので、LCUに掲載する「試験時間割」をよく確認のうえ受験してください。定期試験を実施しない栄養士課程履修科目は、授業時間内の平常成績で評価します。

追試験

追試験は、到達度確認テスト又は定期試験（諸課程）を実施した科目のうち、科目担当教員が実施を判断した科目のみについて設定され、病気・事故その他やむをえない理由によって受験できなかった者を対象に実施します。所定の手続きにより許可を与えられた科目に限り、その年度あるいはその学期の所定の期間に行います。

- ① **受験希望者は、到達度確認テスト又は定期試験（諸課程）の当該科目試験日から7日以内**（ただし、7日目が日曜・祝祭日にかかる場合はその翌日）に「**試験欠席届**」を教務課へ提出しなければなりません。この「**試験欠席届**」を提出しない場合は、**追試験を受験することができません**。用紙は教務課で交付します。
- ② 「**試験欠席届**」には、欠席理由を証明する書類を必ず添付してください。
- ③ 追試験の科目・時間割などについては、事前に掲示によって発表します。
- ④ 追試験の結果による科目の総合評価は、定期試験受験者との公平さが保たれる範囲において行われます。
- ⑤ 追試験を欠席した場合、いかなる理由があってもこれにかわる試験は実施されません。

受験上の注意

- ① 定められた期日までに、履修登録をしなかった者、あるいは追試験の受験資格のない者は、追試験を受験できません。また、正しく履修登録されていない科目や、試験欠席届を提出していない追試験科目は受験できません。
- ② **学生証を携帯していない者は、受験できません。**ただし、学生証を携帯していない場合でも、**所定の手続きを経て『仮学生証』を交付された者に限り受験できます。**(p.9参照)
試験中は学生証（又は仮学生証）をケースから出して、机上に顔写真を上にして提示してください。
- ③ 受験者は定められた時間内に指定の試験場へ入場し、監督者の指示を待ち、試験中は監督者の指示に従ってください。
- ④ 試験場における着席は監督者の指示に従ってください。
- ⑤ 机には筆記用具及び許可されたもの以外は、置かないでください。許可されたものであっても、**同一参照物を他の受験者と共同で使用することはできません。**
- ⑥ **特別な指示がある場合以外、教科書、ノートなどのコピーは参照物として認められません。**
- ⑦ 携帯電話等を時計として使用することはできません。なお、受験の際は、携帯電話等の電源を必ず切るようにしてください。
- ⑧ 答案用紙に、各自の学部・学科・学年・クラス・学生番号・氏名を必ず記入してください。無記名の答案は、無効となります。
- ⑨ 原則として試験開始後20分までの遅刻者は試験の受験が認められますが、それ以上経過した場合には受験できません。ただし、担当教員の許可がある場合はこの限りではありません。
- ⑩ **問題用紙及び解答用紙を使用・未使用にかかわらず、試験場から持ち出すことは不正行為とみなされます。**
- ⑪ 受験した者は、解答の有無にかかわらず氏名等を記入した答案用紙を提出しなければなりません。
- ⑫ 試験は厳正かつ公平に行われなければならない趣旨からも、**不正行為は絶対にしてはなりません。**不正行為と認められる行為があった場合、理由を問わず日本大学短期大学部学則第50条・51条及び本学部で定めた内規等に基づき、懲戒（退学・停学・訓告の3種）を行います。
監督者が許可した以外のものは使用の有無、また出題内容との関連性の有無に関わらず、使用できる状態にある場合は、不正行為とみなされます。
- ⑬ **試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生の成績は、その懲戒の種類に関わらず、原則として当該学期に履修しているすべての科目（実験・実習・実技・ゼミナールを除く）の成績が無効になります。**
- ⑭ 定期試験において、病気その他やむをえない理由により受験できなかった場合は、当該科目の試験実施日から**7日以内**（ただし7日目が日曜・祝祭日にかかる場合はその翌日）に、その事実を証明する書類を添えて所定の『試験欠席届』を必ず教務課に提出してください。
- ⑮ 試験開始後、座席表が回されることがありますので、必要事項を必ず記入してください。記入しない場合は受験しなかったとみなされますので、十分注意してください。

試験欠席届

到達度確認テスト又は定期試験（諸課程）を、病気その他やむをえない理由により欠席した者に対して、追試験を行う場合があります。この場合は、当該科目の試験実施当日から**7日以内**（ただし7日目が日曜・祝祭日にかかる場合はその翌日）にその事実を証明する書類を添付して「試験欠席届」を提出してください。なお、この手続きをしない場合は、追試験を受験できません。

到達度確認テスト又は定期試験（諸課程）の欠席理由及び「試験欠席届」に添付する書類は、次のとおりです。

欠席理由	必要な証明書及び届出の内容
本人の病気・けが	医師の診断書 （病名・受診日及び安静等の期間、病院名が確認できるもの） ※病院・薬局のレシート（領収書含む）は不可 ただし、学校感染症（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）の場合は、感染症の種類に準じた証明書類のコピー（学生手帳「健康編」または、本学部ホームページ「保健室（学校感染症と診断されたら）」を参照）
不慮の事故・災害	公的な証明書（例：交通事故証明）
忌引き	会葬御礼等（葬儀の日時が確認できるもの） ※三親等内の血族又は姻族
交通機関の遅延	当該交通機関で発行された遅延証明書
就職採用試験	採用最終試験に限る。（就職活動全般を許可するものではない） ※採用試験を受験した証明書（2年生のみ対象となります）
その他の理由	受験できなかった理由を証明する文書又は証明可能な書類 （但し大学が認めた場合） ※第三者の証明書の取得が絶対必要条件

- ※1 病気・けがで試験を欠席した場合は、必ず病院で診察を受けてください。
- ※2 試験時間の勘違い（授業時間と定期試験時間との勘違い）、掲示の見落とし、寝坊、サークル活動、アルバイト、旅行等の理由により試験を欠席した場合は、追試験の対象となりませんので、ご注意ください。

手続方法

- ① 「試験欠席届」を教務課で受け取る。
- ② 必要事項を記入し、クラス担任に認印をもらう。※3枚複写3枚とも（クラス担任から認印がもらえない場合は、学科長からもらう）
- ③ 教務課に必要な証明書を添付して提出する。（**証明書がない場合は受理できません**）

仮学生証（試験受験用）

試験を受験するときは、必ず学生証を机上に提示しなければなりません。学生証を忘れた場合は、15号館1階又は三島駅北口校舎1階にある証明書自動発行機で仮学生証を発行してください。手続き方法は、次のとおりです。

- ① 15号館1階又は三島駅北口校舎1階にある証明書自動発行機で学生番号と生年月日の下4ケタを入力して仮学生証を発行してください。
- ② 発行手数料300円が必要です。
- ③ 仮学生証の有効期間は発行日のみです。

仮 学 生 証 （試験受験用）

氏名：	学生番号：
-----	-------

※下記に受験科目情報を記入すること。

時 限	受 験 科 目	担 当 教 員

本仮学生証は、発行日当日限り有効とする。

発行日：	発行印
------	-----

■仮学生証申請上の注意

仮学生証の発行には、5分程度時間がかかります。

試験時間直前にこの手続きをしますと、遅刻扱いになり試験を受験できなくなることがあります。

学生証を忘れた場合は、試験を受験する上でたいへん不利になりますので、十分注意してください。

※学生証再発行

学生証を紛失したときは、手数料1,000円（証紙）を添えて、教務課に再発行を申請してください。

レポ ー ト

① 表紙について

- ・担当教員に提出する場合

授業担当教員の指示に従ってください。

- ・教務課、各学科研究室等に提出する場合

教務課及び各学科研究室に用意してある所定の『レポート用表紙』の各欄をボールペンで各自記入し、その表紙をホチキスで止めて担当教員の指示する場所に提出してください。レポートは指定された場所以外では受け付けできません。提出場所は担当教員に必ず確認してください。

② 提出について

- ・授業担当教員に指定された期日、時間は厳守してください。
- ・担当教員の指示以外の方法で提出してもレポートは受理されません。
- ・提出の際、提出先の事務取り扱い時間に十分注意してください。取り扱い時間以外のレポート提出は、一切受け付けません。

教務課・講師室の事務取り扱い時間	
月～金	9:00～17:00
土	9:00～13:00

※提出先が研究室の場合は、事務取り扱い時間が異なりますので、研究室まで問い合わせてください。

レポート	
科目名	
担当教員名	
開講曜日	曜日 時限
課題	
提出日・時間	令和 年 月 日 () 時 分
提出場所	研究室・教務課・()
学部・学科	短期大学部 学科
学年・クラス	年 クラス
学生番号	
フリガナ	
氏名	
	受付印

■レポート提出上の注意

- ・レポートの提出については、各担当教員の指示に従ってください。
- ・指定された期日、時間は厳守してください。
- ・担当教員の指示以外の方法で提出されてもレポートは受理されません。

成績と単位

履修科目の成績評価と単位の認定については、次のとおりです。

- ① 正しく履修登録された科目が成績評価の対象となります。ただし、欠席が非常に多いなど実質的な受講生と見なされない理由がある場合は、成績評価の対象となりません。
- ② 講義科目については、出席回数が授業時間数の3分の2に満たない場合は、原則として単位は付与されません。演習・実技・実験・実習科目については、出席回数が授業時間数の3分の2に満たない場合、又はシラバスに記載されている出席回数を上回らない場合は、原則として単位は付与されません。
- ③ 講義科目の単位は試験成績と平常成績により、また、演習・実技・実験・実習などの科目の単位は平常成績により、それぞれ総合的に成績が評価されます。
- ④ 成績は、次の項目により総合的に評価されます。(科目によって異なりますので、詳しくは「授業計画(シラバス)」を確認してください)
 - ・ 講義・演習・実技・実験・実習などに対する学修意欲・学修態度
 - ・ 試験結果
 - ・ 出席状況
 - ・ 課外での学習活動
 - ・ レポート、課題学習、提出物、その他
- ⑤ 本学では成績評価にGPA(Grade Point Average)制度を採用しています。成績評価は、次の5段階で表示されます。

素点	100点~90点	89点~80点	79点~70点	69点~60点	59点~0点	—	—	—
成績	S	A	B	C	D	E	N	P
係数	4	3	2	1	0	0	—	—

GPAは、修得した授業科目の単位数にグレードポイント(上記係数)を乗じ、その合計(ポイント数)を履修単位数の合計で除して算出したものです。(次ページ【GPA計算例】参照) 評価「S」、「A」、「B」、「C」を合格とし、合格科目には所定の単位が認定されます。「D」は不合格とし、不合格科目の単位は認定されません。また、この他に「E」は履修登録をしたが、成績を示すに足る成果を与えられなかった成績(試験欠席を含む)、「N」は、外国の大学に留学し、修得して認定された成績です。「P」は履修中止手続(p.30)をした成績です。なお、成績証明書には「D」、「E」、「P」の表記はされません。

⑥ 成績評価の結果は、次のとおり通知します。

区 分	対 象	時 期	通知方法
前学期履修登録科目	全員	夏季休暇期間	LCUで各自確認
前学期末試験追試験の結果	追試験受験者	後学期授業開始後	LCUで各自確認
通年及び後学期履修登録科目	全員	2月中旬	ガイダンスにて配布
学年の最終成績 (2月の追試験の結果を含む)	全員 (卒業決定者を除く※)	3月下旬	LCUで各自確認

※卒業決定者は3月上旬に掲示板にて発表されます。また、郵送によっても通知します。

〈参考〉

【GPA計算式】

$$\frac{(4 \times S \text{ 評価の修得単位数計}) + (3 \times A \text{ 評価の修得単位数計}) + (2 \times B \text{ 評価の修得単位数計}) + (1 \times C \text{ 評価の修得単位数計})}{\text{総履修単位数 (評価D, 評価Eの単位数を含む)}}$$

【GPA計算例】

履修登録科目名 (単位数)	評価 (係数)	ポイント数 (単位数×係数)
文学 (2単位)	A (3)	2×3=6
経済学 (2単位)	S (4)	2×4=8
数理の世界 (2単位)	D (0)	2×0=0
調査統計論 (2単位)	E (0)	2×0=0
英語Ⅰ (1単位)	A (3)	1×3=3
英語Ⅱ (1単位)	A (3)	1×3=3
英語Ⅲ (1単位)	B (2)	1×2=2
スポーツ科学と健康 (2単位)	S (4)	2×4=8
スポーツ総合 (1単位)	S (4)	1×4=4
経済学原論 (4単位)	A (3)	4×3=12
マーケティング論 (2単位)	B (2)	2×2=4
金融ビジネス論 (2単位)	A (3)	2×3=6
簿記論 (4単位)	C (1)	4×1=4
情報処理実習Ⅰ (1単位)	A (3)	1×3=3
観光ビジネス論 (2単位)	A (3)	2×3=6
観光法規 (2単位)	B (2)	2×2=4
国内観光地理 (2単位)	S (4)	2×4=8

合計① (33単位)

⇒

② 81

GPA = ② ÷ ①

81 ÷ 33 = 2.454 → **2.45**

※1 GPAは小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを有効とします。

※2 評価「N」、「P」はGPAに算入されません。

※3 評価「D」、「E」はGPAに算入されます。ただし、その科目を再履修した場合のみ評価は上書きされ、以前の評価はGPAに算入されません。

単 位 認 定

各種検定試験により単位認定を申請することができます。希望者は申請期間内に手続きをしてください。①～②により認定された単位数は、一年間に履修できる最高単位数には含みません。

① 外国語技能検定による単位認定（英語）

【認定基準】

- ① 申請する級に応じて対象科目から選択し申請できます。
- ② 修得済科目の申請は認めません。

【申請方法】

合格証（写）を持参の上、教務課で申請してください。

【申請期間】

- ① 前学期授業開始当日から14日以内（ただし14日目が日曜・祝祭日にかかる場合はその翌日まで）
- ② 後学期授業開始当日から7日以内（ただし7日目が日曜・祝祭日にかかる場合はその翌日まで）
- ③ 1月の授業開始当日から7日以内 ※（2年生のみ）

※学事日程の都合により上記申請期間を変更する場合があります。変更する場合には事前にLCUにてお知らせします。

検定の種類	認定単位数	対象科目	評価
実用英語技能検定 準1級 （日本英語検定協会）	4単位	英語Ⅰ 英語Ⅱ	N
実用英語技能検定 2級 （日本英語検定協会）	2単位	英語Ⅰ	N

② 検定試験合格による単位認定について

【申請方法】

検定試験合格証（写）を持参の上、教務課で申請してください。

【申請期間】

- ① 前学期授業開始日から2週間
- ② 後学期授業開始日から1週間
- ③ 1月の授業開始日から1週間（2年生のみ）

検定の種類	認定単位数	対象科目	評価
日商 PC 検定試験（文書作成）3級 （日本商工会議所主催）	1単位	情報処理実習Ⅰ	N
日商 PC 検定試験（データ活用）3級 （日本商工会議所主催）	1単位	情報処理実習Ⅱ	N
日商 PC 検定試験（プレゼン）3級 （日本商工会議所主催）	2単位	コミュニケーションと プレゼンテーション	N
日商簿記検定試験 3級 （日本商工会議所主催）	4単位	簿記論	N
日商簿記検定試験 2級 （日本商工会議所主催）	2単位	原価計算論	N

休学・復学・退学

修業年限

- ① 修業年限については、学則で次のとおり定められています。
修業年限は、最低2年とし、在学年限は、4年とする（学則第18条第3項）。

休学

- ① 休学については、学則で次のとおり定められています。
- 第20条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。
- 2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。
- 3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。
- 4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。
- 5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。
- 6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。
- 7 休学期間は、修業年数に算入しない。

② 休学の手続き

休学願		
令和____年____月____日		
日本大学短期大学部学長殿		
短期大学部 _____ 学科 ____年 _____ クラス		
令和____年度入学 [学生番号 _____]		
本人氏名 _____ 印 _____		
保証人(父/母)氏名 _____ 印 _____		
わたしは、下記のとおり休学させていただきたいので、御許可くださるよう保証人連署をお願いいたします。		
記		
1 休学期間	令和____年____月____日 から	
	令和____年____月____日 まで	
2 休学理由	<input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> 海外留学(学校名) <input type="checkbox"/> 他	
	<input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> 海外留学(学校名) <input type="checkbox"/> 他	
理由詳細	_____	
※ 病気その他やむを得ない事由により、休学する場合は、その事実を証明する書類(医師診断書)を添付すること。また、「提出日」から3か月以内に入学すること。		
3 希望卒業年月	令和____年____月	卒業希望
4 連絡先	(〒 _____)	
	(日/夜) _____ (携帯) _____	
	住所 _____	
【重要事項等】休学する場合は、次の内容を確認し、必ず□に印をつけること。		
<input type="checkbox"/> 1 休学期間は半学年もしくは1年とする。		
<input type="checkbox"/> 2 休学期間満了後3か月以内は、復学を希望し、復学を認められなかった場合は、退学となる。		
<input type="checkbox"/> 3 休学期間は、最長2年とする。休学期間は、この学期中に入学できない。		
<input type="checkbox"/> 4 休学期間は、休学期間満了後4年を超えてはならない。復学の期限は、休学期間満了となる学期末までに完了すること。		
<input type="checkbox"/> 5 休学期間は、休学期間満了後3か月以内に入学すること。		
<input type="checkbox"/> 6 休学期間の学費は、退学(退学申請)後1年間以内に入学金を返還すること。		
<input type="checkbox"/> 7 海外留学する場合は、必ず「海外継続」を学長室に提出すること。		
教務課	学科長	担任

■ 休学願提出上の注意

- (1) 「休学願」の用紙は、教務課で受け取ってください。
- (2) 休学願には、病気その他の事実を証明する書類(医師の診断書等)を添付してください。
- (3) 本人欄には、本人が署名・捺印し保証人欄には、保証人が署名・捺印してください。**筆跡や印鑑が同じ場合は受理できません。**
- (4) 休学願は、本人がクラス担任と学科長の認印を得て、教務課に提出してください。病気その他の理由により、本人がクラス担任と学科長の認印を得られない場合は、事前に教務課に連絡してください。
- (5) 休学の期間により、学費の取り扱いが異なりますので、事前に教務課に問い合わせてください。

③ 授業料について

- (1) 「学費の取扱いに関する要項」に基づき、授業料その他所定の学費が、次のように減額されます。
- ① 5月31日までにその学年の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分及び後学期分を徴収しない。
- ② 6月1日から11月30日までの間に、その学年の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
- ③ 5月31日までに前学期の休学を願い出た者は、当該年度の前学期分を徴収しない。
- ④ 11月30日までに後学期の休学を願い出た者は、当該年度の後学期分を徴収しない。
- (2) 学費を徴収されなかった者からは、徴収されない学期ごとに、休学在籍料として6万円を徴収する。
- (3) 授業料納入後に休学を許可された者の前項各号に該当する納入超過分については返還されます。ただし、上記の減額措置を受けた者が、休学期間中に退学等により学籍を失った場合、徴収した休学在籍料は返還されません。

復学

復学の手続き

休学者には、休学期間が満了する学期末に「復学願」を送付しますので、所定の期日までに教務課に提出してください。ただし、卒業要件を満たしても休学期間中には卒業ができません。

退学

- ① 退学・除籍・懲戒については、学則で次のとおり定められています。
 - (1) 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。
 - (2) 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。
 - 2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。
 - ① 故なくして学費の納付を怠った者
 - ② 故なくして欠席が長期にわたる者
 - ③ 在学年限を超えた者
 - (3) 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。
 - 2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。
 - ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
 - ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
(学則第51条)
- ② 次に該当する場合は、退学願の提出を促すことがあります。
 - (1) 故なくして3か月以上学費の納付を怠った者
 - (2) 在学年数が3年を超えても卒業の見込みがない者
 - (3) 学力劣等で成業の見込みがないと見込まれる者
- ③ 退学の手続き

退学願

令和____年____月____日

日本大学短期大学部学長 殿

所属大学部 _____ 学科 _____ 年 _____ クラス
 令和 _____ 年度入学【学号番号 _____】

本人氏名 _____ 姓
 保証人(父母)氏名 _____ 姓

わたくしは、下記のとおり退学させていただきたいので、ご許可くださるよう保証人連署をお願いいたします。

記

1 退学期日 令和____年____月____日

2 退学理由 該当する項目に印をつけてください

勤学意欲喪失 経済的理由 他校入学(学校名 _____)
 学生生活継続困難 家庭の事情 本人の健康上の理由
 不本意入学 就職 その他

理由詳細 _____

3 連絡先(〒____-____) _____

住所 _____

TEL _____

E-mail _____

担任所見 _____

教務課	学科長	担 任

■ 退学願提出上の注意

- (1) 「退学願」の用紙は、教務課で受け取ってください。
- (2) 「理由詳細」欄には、「退学理由」で✓印をつけた事項について、そこに至った経緯等を可能な限り詳細に記入してください。
- (3) 退学願には病気その他の事実を証明する書類(医師の診断書等)を添付してください。
- (4) 本人欄には、本人が署名・捺印し保証人欄には、保証人が署名・捺印してください。**筆跡や印鑑が同じ場合は受理できません。**
- (5) 退学願は、本人がクラス担任と学科長の認印を得て、学生証と一緒に教務課に提出してください。病気その他の理由により、本人がクラス担任と学科長の認印を得られない場合は、事前に教務課に連絡してください。
- (6) 退学の期日により、学費の取り扱いが異なりますので、事前に教務課に問い合わせてください。

※奨学金受給者は休学・退学等の学籍異動が生じた際、必ず学生課に連絡してください。

学 生 支 援

障がい学生支援（合理的配慮）について

日本大学では障害者差別解消法の施行に伴い、障がいや疾患をもつ学生に対して、基本方針及びガイドラインを制定しています。

学生支援室が窓口となり学生との話し合いを通じて、教務課・学生課・教員等と連携し、障がい等をもつ学生が他の学生と等しい条件のもと学生生活が送れるように支援を行っています。詳細はホームページをご覧ください。

【日本大学障がい学生支援（合理的配慮支援）】



https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/disability_support/student_support/

【短期大学部（三島校舎）ホームページ（障がい学生支援）】



<https://www.ir.nihon-u.ac.jp/jc/campuslife/disabilitysupport/>

「学生支援室」及び「日本大学学生支援センター」について

【学生支援室】

学生支援室では、大学生活での様々な悩みや困難を感じている学生、障がいをもつ学生に対して相談やサポートを行っています。困っていること、友人のこと、学業や将来について等、どんなことでも構いません。学生支援室のコーディネーターやカウンセラー（臨床心理士）がお話を聞きながら一緒に対応を考えていきます。詳細はホームページをご覧ください。



<https://www.ir.nihon-u.ac.jp/jc/campuslife/counselingroom/>

【日本大学学生支援センター】

学部の他に日本大学学生支援センターでも相談やカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを受けることができます。



https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/

各種証明書

種類	手数料	取扱	発行日	所管
卒業（修了）見込証明書	100円	証明書自動発行機	即日	教務課
成績証明書	200円			
単位修得見込証明書	200円			
在学証明書	100円			
仮学生証（試験受験用）	300円			
健康診断証明書	100円			学生課
学割証	無料			
卒業証明書	200円	教務課	即日	教務課
退学証明書	200円			
学生証再発行	1,000円		申し込み日の翌日	
英文証明書（1枚目） 同（2枚目以降）	600円 200円	学生課	申し込み日から 約1週間	学生課
英文健康診断証明書	600円			
通学証明書	無料		即日	
推薦書	無料	就職指導課	申し込み日から約1週間	就職指導課

(2025年4月現在)

※卒業見込証明書の交付を受けるためには、1年次終了までに14単位以上修得済みであり、2年次の履修登録完了後に卒業要件を満たしている必要があります。

■証明書自動発行機

- ① 設置場所 15号館1階、三島駅北口校舎1階
- ② 取扱証明書 卒業（修了）見込証明書・成績証明書・単位修得見込証明書・在学証明書・仮学生証（試験受験用）・健康診断証明書・学割証
- ③ 利用時間 9:00～18:00（月～金）
9:00～13:00（土）
※日・祝日・創立記念日（10月4日）は利用できません。
※春季・夏季・冬季休暇期間については時間を変更する場合があります。
※その他業務上の都合により、使用できない場合があります。
- ④ 学生証及び暗証番号
証明書自動発行機を利用する際には、学生番号と生年月日の入力が必要となります

■卒業後の証明書の申込み方法

卒業証明書、成績証明書は教務課窓口で発行します。郵送で申込む場合には、必要事項の記入等、所定の手続に従い申し込んでください。詳細は、日本大学国際関係学部・短期大学部（三島校舎）ホームページにて確認してください。

科目の履修

履修単位の制限

各学年で履修できる最高履修単位数	
第1年次	第2年次
48	48

上記表の最高履修単位数に次の科目は含まれません。

	ビジネス教養学科
科目	海外語学実習

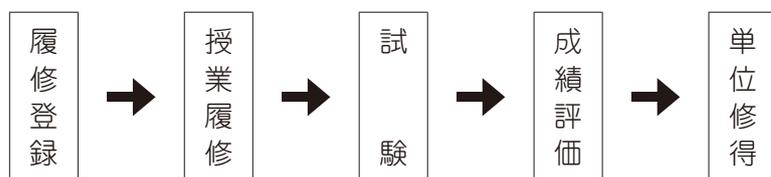
履修科目の制限

- 1 すでに修得した科目については、再び履修することができません。
- 2 上位学年に設置された科目は、その学年になるまで履修できません。
- 3 履修する科目の中には、履修する学科・クラスを指定する科目がありますので、注意してください。原則として、時間割により指定された学科・クラスの科目以外は履修できません。

なお、特別の事情がある場合は、講座担当教員及び教務課の許可を得なければなりません。

履修の手順と履修計画

履修の手順



履修計画

どの年次に、どの学期に、どの科目を、どれだけ履修するかは、基本的には各自の自主的な判断に基づいて決定するものです。選択必修科目及び選択科目では、学修に対する興味や関心のある分野を学ぶことが大切でしょう。また、所属する学科の教育方針などに応じて、その目的が充分活かされるように選択することも大切です。履修は、卒業するまでに卒業要件を満たすことを最低条件としますが、各年次ごとに適切な科目、科目数及び単位数を履修できるよう考えなければなりません。

より広く、より深く学修するために、卒業単位数を超えて積極的に多くの科目を履修することは望ましいことですが、学修効果を考え、次のことに注意して履修するようにしましょう。

- 1 必修科目を優先して履修するようにしましょう。
- 2 専門教育科目と他の科目（総合教育科目、外国語科目など）とのバランスを考えましょう。
- 3 授業内容や難易度を考えて段階的に履修しましょう。
- 4 科目数及び曜日・時限を適切に配分し、無理のないよう履修しましょう。
- 5 卒業を控えた学年次では特に、必要単位数よりも余分に単位を修得できるように履修しましょう。

短期大学部における各科目の設置年次及び時間割は、様々な科目を履修できるよう充分配慮されています。しかし、クラス編成、利用施設などの制限や時間割編成上、複数の科目が同一時限に集まることがあり、全ての学生の要望を満たせないことがあります。

余裕を持って単位を修得していけるよう、本要覧や「授業計画（シラバス）」、「時間割」等を参考にして、適切な履修計画を立ててください。

年度修得単位が著しく学業不振等の場合は、奨学金の支給が廃止、又は一定期間停止となるほか、支給済みの奨学金の返還を求められる場合があります。また、応募条件によっては新たな申請自体ができないことがあります。

履修科目の登録

履修登録は、本年度の受講科目を決定する大切な手続きです。

履修科目の登録は、各自の責任のもとで、原則として年度の始めに（ Semester制で後学期に開講される科目も含む）行うものです。LCUにて公開している時間割表に記載されている科目の中から履修要件に照らして履修科目を選び、履修登録の期間を確認の上、所定の期日までに受講と履修の手続きを行ってください。受講・履修手続きに関して不明な点がある場合は、担任教員、教務課、各学科研究室に相談してください。

受講届の提出

- ① 教務課・各学科研究室に置いてある「受講届」に必要事項を記入し、受講希望科目の担任教員の指示に従い、初回授業時に直接提出してください。**なお、科目によっては初回授業で履修者数の制限を行い、「受講届」を受理されない場合があります。**
- ② 履修登録とともに「受講届」の提出を行わないと、当該科目の受講と単位の修得が認められない場合があるので、充分注意してください。

履修登録の注意点

履修登録期間内に、担任教員に相談しながらLCUで履修登録を行った後、時間割表をダウンロードし印刷後、登録内容を再確認します。次に担任教員の許可（承認）及び履修登録完了のサイン（学生本人）をし、担任教員に提出して完了となります。

登録期間を過ぎた場合は、一切変更できません。

- ① 担任教員からの履修指導時に科目名・科目担任教員等を必ず確認してください。
- ② 登録科目に誤りがないか、前学期履修登録期間に必ず確認し、誤りがあった場合には、履修登録期間内にLCUで訂正し、再度確認してください。
- ③ 登録漏れや誤った科目を登録した場合、たとえ授業に出席し、試験に合格しても、単位の修得は認められません。

「海外語学実習」は、指定された期日のガイダンスに出席し、各地域や研修先によって指定された期日までに、『海外語学実習履修届』を提出してください。

履修登録の削除・追加

履修登録科目の削除・追加期間内で行われる履修登録科目の削除・追加は、GPA制度導入による救済措置です。GPA値の低下を回避するために削除を許可するもので、追加を容認するものではありません。

学生は4月に1年間の履修計画（時間割）をたてて、履修登録期間内に担任教員に相談しながら履修登録期間にLCUで登録し、自分の履修登録科目を確認して履修登録完了することが原則です。

ただし、履修制限等で止むを得ず登録科目を変更する場合、前学期の場合は、履修登録期間内に各自がLCUで変更を行います。後学期の場合は、後学期履修登録科目の削除・追加期間に各自LCUからダウンロードした「学生時間割表」を朱書き訂正の上、担任教員の研究室に出向き承認を受けてください。その後、「学生時間割表」をもとに、LCUで後学期履修登録変更作業を各自で行ってください。また、同期間内に再度登録内容の確認を行ってください。なお、科目を追加する場合、それまでの欠席分は配慮されませんので、注意が必要です。

● 担任・オフィスアワーについて

担任は、皆さんの履修登録や卒業までのステップなど、学修についての相談、指導、助言を行います。各担任はオフィスアワーの時間に研究室に在室しているので、相談がある場合は訪ねてください。オフィスアワーの時間帯は、各担任の研究室前に掲示しています。

GPA制度とは

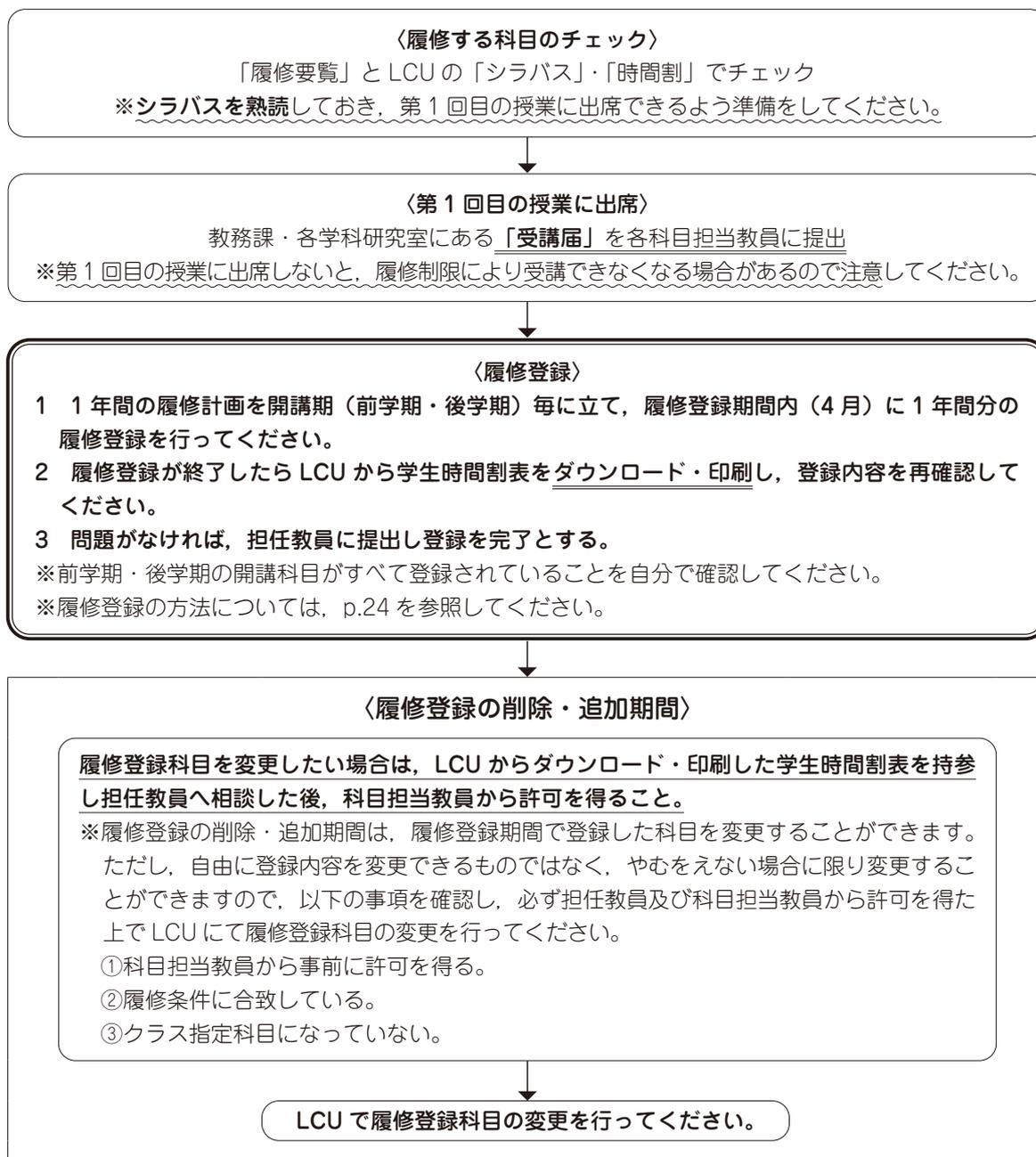
全科目の成績を平均化した成績評価の値です。

欧米の大学や高校では一般に使われており、留学の際などの学力を測る指標となっています。
(pp.11, 12 参照)

履修登録の流れ

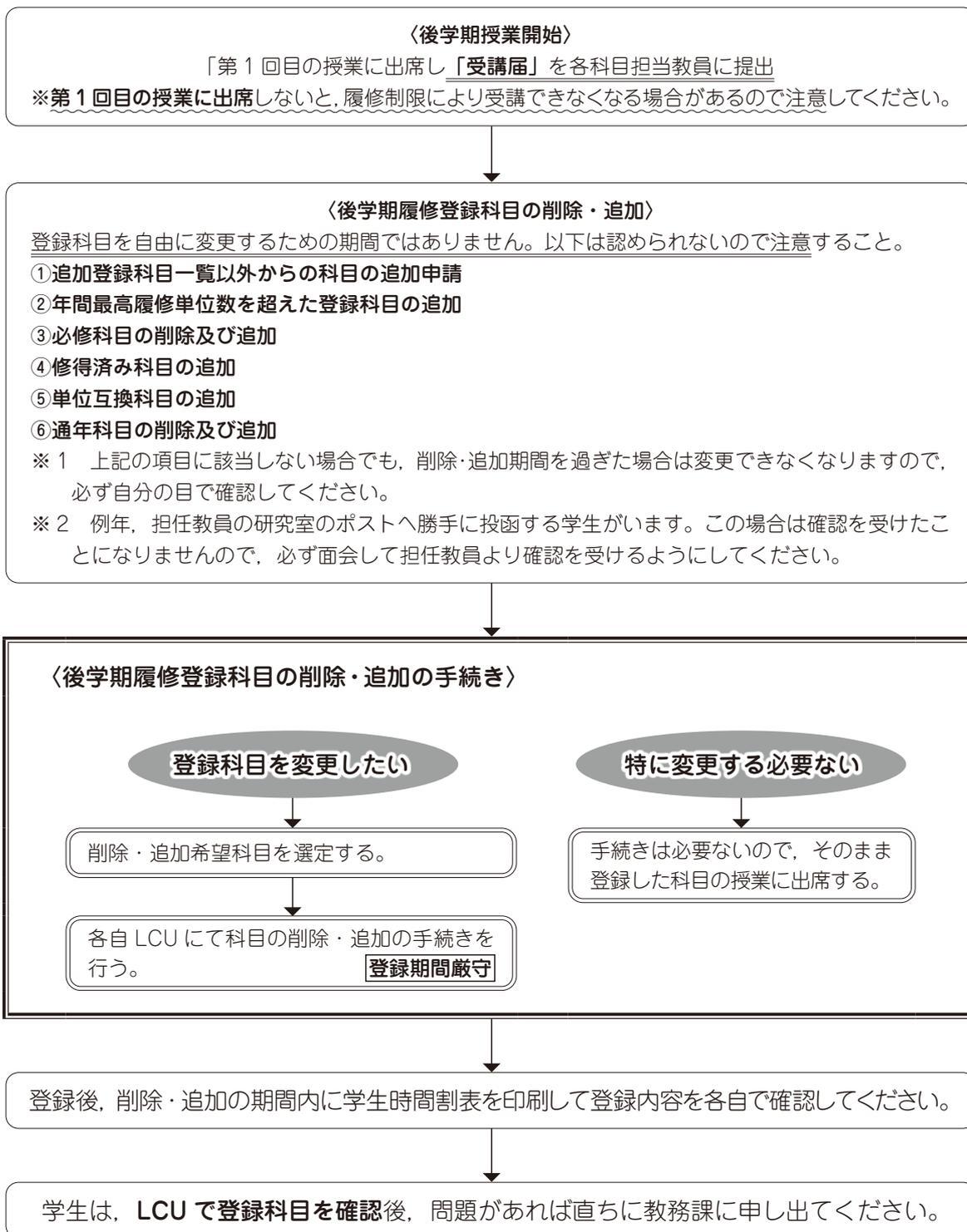
※期間を過ぎての履修登録科目の変更は認められないので、慎重に確認してください。

【前学期】



後学期履修登録科目の削除・追加は、履修制限等により受講が出来なくなり、GPA 値が下がることを防ぐための救済措置です。登録科目を自由に変更することはできません。

【後学期】



履修登録方法

1 LiveCampusU とは

「LiveCampusU」(以下、LCU)とは、休講情報等を確認したり、履修登録や成績確認等を行うことができるシステムです。

「これからの学生生活で、どのような科目を履修するのか?」から始まり、「どのようなキャンパスライフを送るのか?」などキャンパスライフ全体を通じて活用してください。

※利用するにあたっては、以下のことに注意してください。

〈使用上の注意〉

- 情報処理教室及び情報処理自習室に設置されている公共パソコンを使用する場合は、指導員の指示に従ってください。もし、操作方法が分からなくなった場合は、必ず指導員に相談してください。
- 必ず登録期間内に履修登録を完了させてください。また、各学年の履修登録最終日は混雑が予想されるため、できる限り早めに登録をしてください。
- 公共パソコンは長時間占有しないでください。
- 公共パソコンの設定を無断で変更しないでください。
- パスワードは、他人に教えないでください。パスワードを忘れた場合は、本人が15号館1階教務課に学生証を持参し、パスワード参照を申し出てください。
※パスワードの発行には時間がかかる場合があります。

〈操作上の注意〉

- 公共パソコンに勝手にアプリケーションをインストールしたり、ダウンロードしたりしないでください。
- ブラウザの「戻る」「進む」ボタンは使用しないでください。誤作動の原因になります。「LCU」の「戻る」ボタンでページ移動をしてください。
- 「LCU」が表示されない等のトラブルが発生した場合は、教務課に問い合わせてください。
- 一定時間操作を行わないとタイムアウトになり、最初から作業をやり直すこととなりますので、注意してください。

2 事前準備

「LCU」で履修登録する前に必ず以下の準備を行っておきましょう。

- ①ユーザID、パスワードの確認をしましょう。もし忘れてしまった場合は、教務課で学生証を提示し、パスワード参照を申し出てください。
- ②履修登録をする前に受講希望の授業を事前にシラバス等で参照し、各自LCUからダウンロードした時間割表に受講希望科目を記入して時間割表を完成させてからLCUで登録してください。なお、この時に履修登録する単位数の合計が年間最高履修単位を超えていないか確認してください。

※シラバス（授業計画）は「LCU」で閲覧できます。

- ③履修要覧（本書）を用意します。準備ができれば、早速履修登録をはじめましょう。

時限	曜日	月			火			水			木			金			土		
		科目名	単位数	担当 教員															
1	通年/ 前学期																		
	後学期																		
2	通年/ 前学期																		
	後学期																		
3	通年/ 前学期																		
	後学期																		
4	通年/ 前学期																		
	後学期																		
5	通年/ 前学期																		
	後学期																		
6	通年/ 前学期																		
	後学期																		

3 履修登録を行う

3-1 LCU にアクセスする

①日本大学国際関係学部・短期大学部（三島校舎）のホームページにアクセスする。

<https://www.ir.nihon-u.ac.jp/jc/>



※ポップアップブロックの画面が表示された場合は、「このサイトのオプション (O)」をクリックし、[常に許可 (A)] を選択してください。



② LiveCampusU をクリックする。



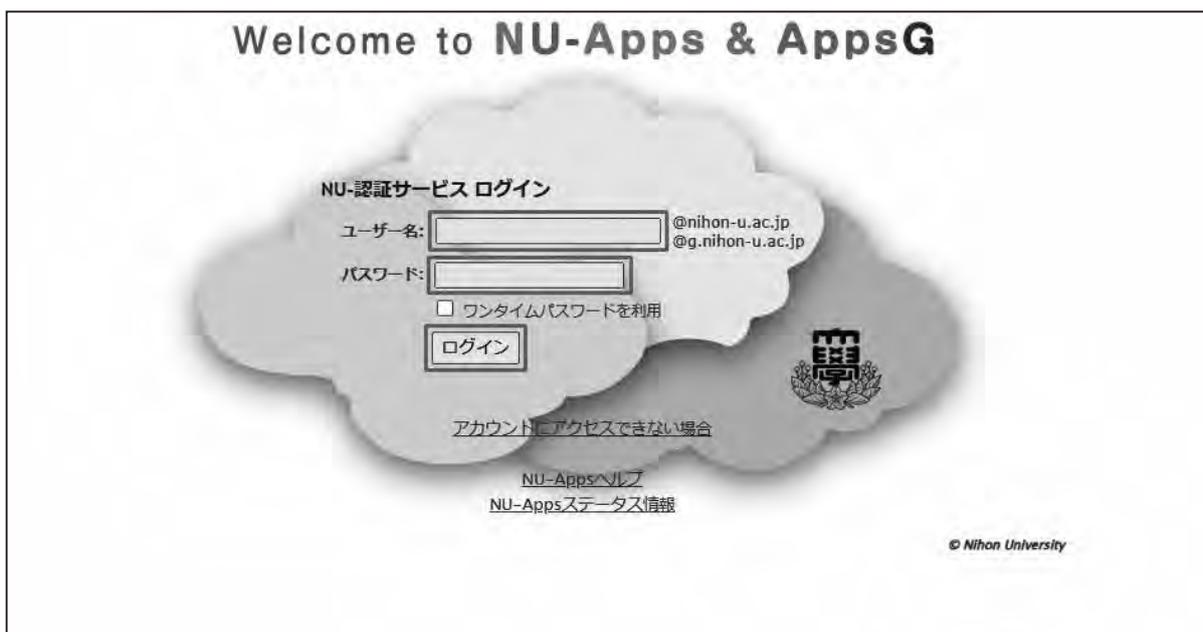
③ 「ユーザー名」と「パスワード」を入力してください。



【注意】

パスワードを忘れてしまった場合は、教務課にて学生証を提示し、パスワード参照を申し出てください。

④ NU-AppsG アカウント（Nu メール）のメールアドレス及びパスワードを入力してください。



3-2 履修登録方法

履修登録方法については、インターネットを使用した登録システム LCU にて行います。履修登録期間中に必ず履修登録を完了させてください。

また、ガイダンス時に配布される資料や LCU 内に格納されている「LCU 操作マニュアル（履修登録・時間割確認）」を参照の上、履修登録を行ってください。

【 LCU 操作マニュアル（履修登録・時間割確認）参照方法 】

「LCU ログイン」→「menu」→「キャンパス info」→「学内共有ファイル」を選択して LCU 操作マニュアル（履修登録・時間割確認）を参照してください。

3-3 出席管理システム「キャンパス手帳」による出席管理

出席管理システム「キャンパス手帳」を使用し、音楽やパスコードによる出席登録方法を導入しています。初回授業開始前までに必ずスマートフォンアプリ「キャンパス手帳」をダウンロードしてください。

また、「キャンパス手帳」の利用方法については、LCU 内に格納されている「LCU 操作マニュアル（キャンパス手帳）」を参照してください。

なお、出席確認方法については、科目担当教員ごとの指示に従ってください。

【 キャンパス手帳操作マニュアル参照方法 】

「LCU ログイン」→「menu」→「キャンパス info」→「学内共有ファイル」を選択してキャンパス手帳操作マニュアルを参照してください。

3-4 履修登録の完了

登録した授業が「学生時間割表」に正確に表示されていたら、履修登録は完了です。

学生時間割表は各自印刷することができます。印刷する場合は「印刷」ボタンをクリックし適宜印刷してください。

登録完了後は、必ず利用したブラウザを終了させてください。ブラウザを開いたままで、席を離れると、他人に情報を改ざんされる恐れがあります。

【注意点】

- ①履修登録期間中、教務課では別システムにて再度詳細な「履修チェック」を実行します。そのため履修エラーが発生することがありますので、必ず履修修正期間内に「履修登録」画面にてエラーが出ていないかを確認してください。
また、エラーの内容により、掲示にて呼び出しを行うことがありますので、注意してください。
- ②履修登録時や登録内容を修正する際には、履修を希望する科目を選択後「自動保存」されていますので、履修登録画面を閉じてください。

最後にもう一度確認!!

- ①前学期科目と後学期科目それぞれ登録していますか？（特に、後学期科目を忘れていませんか？）
- ②通年科目は登録されていますか？
- ③週に2度あるセメスター科目はきちんと登録されていますか？
- ④クラス指定されている科目について、間違いなく登録していますか？
- ⑤自分の時間割をきちんと把握できる状況にありますか？（確定した時間割表は、各自印刷して保管して下さい）
- ⑥校外実習等の実習科目はきちんと登録されていますか？

3-5 履修中止制度

履修中止制度とは、定められた期間内に申し出ることによって履修登録を完了した科目の履修中止をすることができる制度です。授業を受けてみたものの内容が学びたいものと違った場合や授業についていけないだけの知識が不足していた場合など、そのままでは単位の修得が難しい場合に、不合格（D）評価によって、GPA が下がるのを回避することを目的としています。履修中止をした科目は「P」と評価され、GPA には算入されません。

履修中止手続の詳細については、履修登録期間終了後に LCU（前学期：5 月、後学期：10 月）にて周知します。

【履修中止手続の留意点】

- ①履修を中止した科目は、いかなる理由があっても履修中止の申請を取り消して、年度内に履修を復活させることはできません。
- ②履修を中止した科目分の単位を他の科目で追加して履修登録することはできません。
- ③履修を中止した科目を次年度に再度履修登録することは可能です。

ビジネス教養学科

日本大学短期大学部（三島校舎）の教育理念

短期大学部（三島校舎）2学科1専攻科では、日本大学の教育理念「自主創造」を基礎とした「地域・社会貢献」をその理念とする。

ビジネス教養学科の「教育研究上の目的」

外国語の能力及び社会人としての基礎的な教養を幅広く学習するとともに、異文化理解やコミュニケーションスキルを身に付ける。経済学・商学・国際関係学を中心に、情報処理学・観光・会計実務・マナーなど、ビジネス環境において即戦力となる人材養成のための専門教育分野に加え、急激に変化する社会に対応し、将来へのキャリア・パスを自主創造し人間関係を築くことのできる教養を持った人材を養成する。

日本大学短期大学部（三島校舎）の教育目標

短期大学部（三島校舎）では、商経学の専門知識・技術に加え、ビジネスパーソンとして広い視野と豊かな教養をもった人材育成が目的である「ビジネス教養学科」と、健全な食生活による健康の維持・増進を担える人材育成が目的である「食物栄養学科」並びに「専攻科食物栄養専攻」を設置しており、この異なる2つの学問分野において、三島も含め各地域社会に貢献できる良質な人材を育成することが目標である。

ビジネス教養学科の教育目標

ビジネスや経済社会への深い理解を育む科目群を系統的に学びながら、製造業、金融業、流通業、観光業、一般サービス業の各分野での適性を磨き、ビジネス社会での即戦力となり、広い視野と豊かな教養を併せもち、地域社会に貢献できる自立した社会人の育成が目標である。

短期大学部ビジネス教養学科（短期大学士（商経学））の「卒業の認定に関する方針」(DP)及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」(CP)

卒業の認定に関する方針

日本大学短期大学部ビジネス教養学科（短期大学士（商経学））は、日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、次表に示す「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本短期大学部（短期大学士（商経学））における能力を修得した者に、「短期大学士（商経学）」の学位を授与する。

教育課程の編成及び実施に関する方針

短期大学部ビジネス教養学科（短期大学士（商経学））では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿ってビジネス教養学科の教育課程を編成し実施する。

「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された次表の8つの能力(コンピテンシー)を養成するために、総合教育科目、専門教育科目、外国語科目及び保健体育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能及び態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多面的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）への達成度に関しては、体系的に編成された教育課程に基づく授業科目の単位修得状況、及び学生自身による振り返り等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

短期大学部ビジネス教養学科学修成果の評価（アセスメント・ポリシー）

<学修成果の評価（アセスメント・ポリシー）>

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる要素の総合的な修得状況について、以下の方法により評価する。

- (1) 各授業科目の成績評価は、到達度確認テスト、小テスト、プレゼンテーションなど、多岐にわたる授業形態・内容・方法に即した評価に基づき、シラバスに明示された「学修到達目標」及び「成績評価の方法・基準」に従い、その到達度を判定するものとする。
- (2) 専門分野の主要科目の学修を通じて修得した基本的な知識・理解及び思考力については、2年次終了時に、その修得レベルを判定するためのアセスメント・テスト「卒業達成度評価試験」を実施する。
- (3) 2年間の学修成果は、「基礎ゼミナール」（必修）の中でのゼミナール論文及びその一部として実施する「ゼミナール内発表」の成果に基づき総合的に評価を行う。

ビジネス教養学科の教育方針

日本大学短期大学部ビジネス教養学科では良質な学位授与を実現するため、その教育方針を以下のとおり定めます。

短期大学部ビジネス教養学科（短期大学士（商経学））の卒業の認定・教育課程の編成及び実施に関する方針

【日本大学教育憲章】 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		【ディプロマ・ポリシー】 （卒業の認定に関する方針）			【カリキュラム・ポリシー】 （教育課程の編成及び実施に関する方針）	
構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	構成要素 （コンピテンス）	DP	能力 （コンピテンシー）	CP	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな教養と商経学の知識・教養に基づく高い倫理観	DP1	社会人として求められる水準の確かな知識と教養に基づき、倫理観を高めることができる。	CP1	総合教育・外国語・専門教育科目等を通じて培われた知識・教養に基づき、倫理的に判断する能力を育成する。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	世界のビジネスの現状を理解し、説明する力	DP2	国際的視点から、地域社会にとって必要な情報収集・分析し、自らの考えを説明することができる。	CP2	総合教育科目・専門教育科目等を通じて、グローバル社会における文化の多様性や世界情勢と日本社会との相互関係を理解し、自らの考えを効果的に説明する能力を育成する。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	商経学に関する論理的・批判的思考力	DP3	ビジネス教養学科の専門分野を体系的に理解し、論理的な思考・批判的な思考をすることができる。	CP3	体系化された専門教育科目から得られる専門知識を選択・分析し、論理的かつ批判的に自ら考え判断するための能力を育成する。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	ビジネス環境における問題発見・解決力	DP4	ビジネス環境において新たな問題点を発見し、実務に即応した解決策を提案することができる。	CP4	専門教育科目から得られる専門知識に基づき、ビジネス環境における新たな問題点を発見し、解決するための選択肢を提案する能力を育成する。
挑 戦 力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	ビジネス環境における挑戦力	DP5	新しい知識への拡大を伴った興味を育み、適切な目標と手段を見定め、自己の能力を高めることができる。	CP5	経済学・経営学・商学・国際関係学等の専門教育科目をバランスよく修得することにより、自ら設定した目標に対しやり抜く力、新しいことに果敢に挑戦する力を育成する。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	ビジネス環境におけるコミュニケーション力	DP6	他者との協働とコミュニケーションを通じ、ビジネス環境で自らの意見を説明し伝えることができる。	CP6	総合教育科目や外国語科目において培われたコミュニケーション能力に加え、専門教育科目において修得したビジネス・スキルにより、他者を理解し自らの考えを伝える能力を育成する。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	ビジネス環境におけるリーダーシップ・協働力	DP7	社会人として必要な組織と個人の役割を理解し、組織の一員として目標達成に向け自己をマネジメントできる。	CP7	総合教育科目・専門教育科目等を通じて、ビジネス社会での様々な役割を理解し、組織人として行動するための基礎知識を修得し、他者と協働する能力を育成する。
省 察 力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	ビジネス環境における省察力	DP8	自己を理解し、自らの価値観を拠り所としたキャリアパスを発見、選択することができる。	CP8	総合教育科目の初年次教育ならびに専門教育科目のキャリア教育に関連する科目を通じて、自己を振り返り、自身の価値観を基礎としたキャリア計画力を育成する。

短期大学部ビジネス教養学科（短期大学士（商経学））の入学者の受入れに関する方針

ビジネス教養学科の求める学生像は次のとおりです。

- 幅広い知識を身につけることに旺盛な意志を持ち、同時に高い倫理観を養い、地域社会への貢献に強い意欲を持つ者。
- ビジネス教養学科の教育課程の専門的な知識と実践的な技能の修得を志し、グローバルな社会での活躍を目指す者。

入学前に修得しておくことが望まれる学業内容

高等学校教育課程全般の基礎的な理解に加え、特に日本の地理、近現代史、公民の学業内容と国際社会の関心に興味と基礎的な理解を持つことが望ましい。

ビジネス教養学科の概要

短期大学部（三島校舎）は、ビジネス教養学科の1学科からなります。

ビジネス教養学科は、前身の経済科・商経学科の時代から数えると60有余年にわたり、即戦力となり得る専門知識を持った職業人の養成を行い、広く社会に有為な人材を輩出してきました。

これまでは「社会において即戦力となる知識と技術を身に付けた職業人」の養成に主眼が置かれ教育が行われていましたが、今日のグローバル化と情報化社会の急速な発展は、ビジネス環境に大きな影響を及ぼし、産業界の中でこの変化に対応できる人材の養成が求められています。そこで、経済学、商学、経営学、会計学といった学問領域を持つこれまでの「商経学」の専門知識や技術に加え、国際関係や語学、情報など、ビジネスパーソンとして広い視野と豊かな教養を持った人材養成をビジネス教養学科は目的としています。

本学科の教育課程は、ビジネス分野で活躍する社会人に必要な基礎知識を修得するための「総合教育科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」を配置するとともに、ビジネス社会で必要とされる教養と専門知識の総合的な修得を目指し、「専門教育科目」を配置しています。これらの科目を修得することで、自立した社会人・職業人を養成するための教育課程としています。

経済学、商学、経営学、会計学といった学科の学問領域の基本を「経済学原論」、「商学総論」、「マーケティング論」、「経営学総論」、「観光ビジネス論」、「簿記論」で学びます。また、今日のグローバル化と情報化社会の急速な発展に対応できるよう、国際関係や語学、情報などの科目について学びます。さらに、ビジネス社会で不可欠なキャリア教育科目を学ぶことにより、即戦力となれる専門性、また広い視野と豊かな教養を併せ持つ人材の養成を行います。日商簿記検定試験、旅行業務取扱管理者試験、実用英語技能検定試験などの要望の高い資格・検定については、資格取得のための講座を用意して支援しています。

卒業後の進路は、4年制大学への編入学と就職に大きく分かれますが、編入学を希望する学生に対しては、早期から学習目標の設定や編入学試験の対策指導を行います。個々の学生に対して目標設定をさせ、到達度を常に確認させるために実力試験、面談を一定間隔で行っています。また、1年次からの編入対策講座（小論文・英語）を受講して、継続した学習習慣を構築させています。近年では、約半数の学生が日本大学、または他大学の志望する大学に編入学を実現しています。就職を希望する学生に対しては、就職活動に向けての意識付け及び活動支援を行っています。学科の専門教育科目の中で学んだ知識やスキルを実際の社会の現場で検証し、職業人として更なるスキルアップを図るのが「インターンシップ」（企業実習）です。社会人としてのビジネスマナーやコミュニケーション能力、組織でのチームワークや協調性を学ぶ場としても有効な機会となります。インターンシップ先としては、行政、金融機関、一般企業、NPOなどさまざまな経営形態や業種を大学側が用意し、その中から学生が選択して参加することとしています。進路希望調査の定期的な実施により、個別指導の徹底を図り、手厚く支援することで学生の満足度の向上を実現しています。

科目の概要

科目の分類

学 科 共 通	総合教育科目	大学教育を受けようとする者への幅広い教養を高めるための科目です。
	外国語科目	英語
	保健体育科目	講義科目としてスポーツ科学と健康，実技科目としてスポーツ総合があります。
専 門 教 育 科 目		必修科目・選択必修科目・選択科目があります。卒業に必要な単位は、学科に定められた科目を履修し，所定の単位数を修得しなければなりません。
他 学 科 の 科 目		履修を定める科目は，その年度の時間割に掲載します。 (履修の許可) 履修を定める授業科目は，担当教員が履修を許可した者に限ります。 (履修単位) 履修できる単位数は，15単位以内とします。ただし，卒業単位として認められるのは5単位までです。
国際関係学部の科目 (単位互換科目)		43 ページ参照

科目の性格

必 修 科 目	卒業までに必ず修得しなければならない科目
選 択 必 修 科 目	指定された複数の科目群の中から各自が履修条件を満たすよう選択し，卒業するまでに必ず修得しなければならない科目
選 択 科 目	自由に選択できる科目

卒業の要件

卒業に必要な単位数

系 列	単 位 数		
全学共通教育科目	必修科目を含めて2単位以上		
基 礎 科 目	必修科目2単位		
総 合 教 育 科 目	10単位以上		
外 国 語 科 目	必修科目を含めて4単位以上		
保 健 体 育 科 目	2単位以上		
専 門 教 育 科 目	必 修 科 目	8単位	30単位以上
	選 択 必 修 科 目	8単位以上	
	選 択 科 目	14単位以上	
そ の 他 の 科 目	総合教育科目, 外国語科目, 保健体育科目, 専門教育科目, 国際関係学部の認めた科目の中から12単位以上を選択し修得しなければなりません。		12単位以上
卒業単位数合計			62単位以上

自分の履修した総単位数が卒業に必要な総単位数の条件を満たしていても、必修科目に一科目でも不合格があれば、卒業できません。また、すべての必修科目が修得されていても、選択科目を加えて62単位以上が修得されていなければ卒業できません。

教育課程履修表

卒業資格を得るためには、それぞれの系列の卒業条件をクリアした上で、合計62単位以上を修得してください。

学 年	1 年 次		2 年 次	
系 列	科 目	単 位	科 目	単 位
全学共通 教育科目	◎自主創造の基礎 日本を考える	2 2		
基礎科目	◎キャリアデザイン	2		
総合 教育 科目	哲学 日本近現代史 世界近現代史 文学 文章表現 法学 日本国憲法 社会学 心理学 経済学 数理の世界 データサイエンスの世界 生命の科学 調査統計論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
総合教育科目 卒業条件	10 単位以上を修得しなければなりません。			
外国語 科目	◎英語Ⅰ ◎英語Ⅱ ※海外語学実習	2 2 2	英語Ⅲ 英語Ⅳ	2 2
外国語科目 卒業条件	必修科目(◎の付いた科目)を含めて4 単位以上を修得しなければなりません。			
保健体育 科目	◎スポーツ科学と健康 スポーツ総合	2 1		
保健体育科目 卒業条件	「スポーツ科学と健康」を含めて2 単位以上を修得しなければなりません。			

・※印科目の「海外語学実習」2 単位については、p.46 を参照してください。

学 年	1 年 次		2 年 次	
系 列	科 目	単 位	科 目	単 位
専 門 教 育 科 目	◎経済学原論	4	経済史	2
	★商学総論	2	財政学	2
	★マーケティング論	2	国際関係論	2
	金融ビジネス論	2	消費者行動論	2
	★経営学総論	4	流通システム論	2
	ビジネス法務基礎	2	マスメディア論	2
	★簿記論	4	税法	2
	◎情報処理実習Ⅰ	1	国際経営論	2
	◎情報処理実習Ⅱ	1	経営史	2
	情報処理概論	2	地域産業論	2
	ビジネス文書Ⅰ	1	経営法規	2
	インターンシップ	2	会計学	2
	ビジネスマナー	2	原価計算論	2
	コミュニケーションとプレゼンテーション	2	ビジネス文書Ⅱ	1
	観光ビジネス論	2	ビジネス英語Ⅰ	1
	観光法規	2	ビジネス英語Ⅱ	1
	国内観光地理	2	ホスピタリティ産業論	2
	海外観光地理	2	国際関係論入門	2
	国内観光実務	2	国際文化論入門	2
	海外観光実務	2	ジェンダー論	2
特殊講義Ⅰ	2	現代社会論	2	
特殊講義Ⅱ	2	◎基礎ゼミナール	2	
専門教育科目 卒業条件	必修科目（◎の付いた科目），選択必修科目（★の付いた科目）を含めて 30 単位以上を修得しなければなりません。 ただし，選択必修科目（★の付いた科目）は 8 単位以上を修得してください。			
その他の科目 卒業条件	総合教育科目・外国語科目・保健体育科目・専門教育科目・国際関係学部の科目の中から任意に 12 単位以上を修得しなければなりません。			

履修系統図 短期大学部ビジネス教養学科

DP	CP	1年次		2年次	
DP6 DP7 DP8	CP6 CP7 CP8	スポーツ総合 スポーツ科学と健康	【全学共通教育科目】 自主創造の基礎	【基礎科目】 キャリアデザイン 【全学共通教育科目】 日本を考える インターンシップ	
DP1 DP6	CP1 CP6		英語 I	英語 II	英語 III → 英語 IV 海外語学実習
DP3 DP6	CP3 CP6	文章表現	ビジネスマナー ビジネス文書 I 情報処理概論 情報処理実習 I	コミュニケーションとプレゼンテーション ビジネス英語 I ビジネス文書 II 情報処理実習 II	ビジネス英語 II
DP4 DP5 DP7 DP8	CP4 CP5 CP7 CP8	経済学	経済学原論	経済学原論	経済学 経済史 財政学 簿記論 会計学 税法 原価計算論 商学総論 消費者行動論 流通システム論 マーケティング論
DP2 DP4 DP5 DP7 DP8	CP2 CP4 CP5 CP7 CP8		観光法規 国内観光地理 国内観光実務	観光ビジネス論 海外観光地理 海外観光実務	ホスピタリティ産業論
DP1 DP2 DP4	CP1 CP2 CP4	日本近現代史 世界近現代史 哲学 文学 法学 日本国憲法 社会学 心理学 数理の世界 データサイエンスの世界 生命の科学 調査統計論	国際関係論入門 国際文化論入門	国際関係論 現代社会論 マスメディア論	ジェンダー論
			特殊講義 I	特殊講義 II	

基礎ゼミナール

※ディプロマ・ポリシー（DP）及びカリキュラム・ポリシー（CP）の内容は、【教育方針】を参照してください。

体育実技科目

ビジネス教養学科の体育実技科目は、「スポーツ総合」を開講しています。

スポーツ総合

下表に掲載の開講科目の中から数種目を行います。履修する時間は学科、クラスにより指定された授業を受講してください。なお、ガイダンスは、前・後学期ともに学期の第1回目の授業時間に行いますので、必ず出席してください。

内 容	履修年次	設置種目	実施期間
スポーツ総合	1年次	バレーボール・サッカー バスケットボール・卓球 テニス・バドミントン ソフトボール等	時間割に指定された 前学期又は後学期

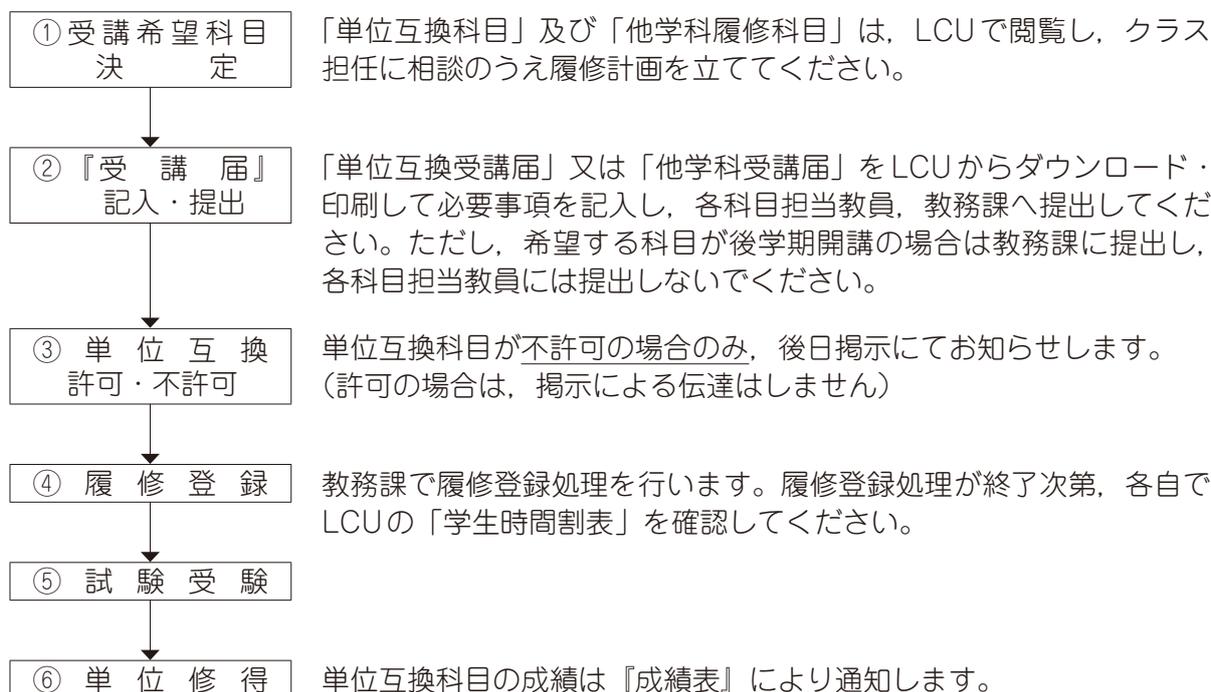
単位互換科目・他学科履修科目

日本大学三島キャンパスには短期大学部ビジネス教養学科、国際関係学部が設置されています。自分が所属している学科の枠を飛び越えて幅広い知識の修得を目的として単位互換科目、他学科履修科目を開講しています。また、卒業後に国際関係学部へ編入学した場合は、国際関係学部の授業科目の履修とみなし、単位が認定される場合があります。編入学を希望する学生は、積極的に本制度を利用してください。本制度を利用する場合は、所属学科の必修科目や選択必修科目の時間割を優先し、卒業に必要な単位を充分考慮して履修してください。履修した単位数は、年間最高履修単位数（48単位）に含まれます。

	履修上限単位数	卒業条件単位
単位互換科目	20	含む
他学科履修科目	15	含む（5単位まで）

申込手続

国際関係学部及び他学科の授業を履修するためには、次の手順による手続きが必要になります。



生物資源科学部との単位互換科目

生物資源科学部では短期大学部ビジネス教養学科の学生を対象に、幅広い知識の修得を目的とした単位互換制度を設け、科目を開講しています。

この制度を利用して修得した科目は、**短期大学部卒業後に生物資源科学部へ編入学した場合に、生物資源科学部の授業科目の履修とみなし、単位が認定**される場合があります。また、生物資源科学部へ編入学した場合に認定される短期大学部の科目*1を合わせて履修すると、編入学後の生物資源科学部の教育へスムーズに接続できるようになります*2。編入学を希望する学生は、是非積極的に本制度を利用してください。

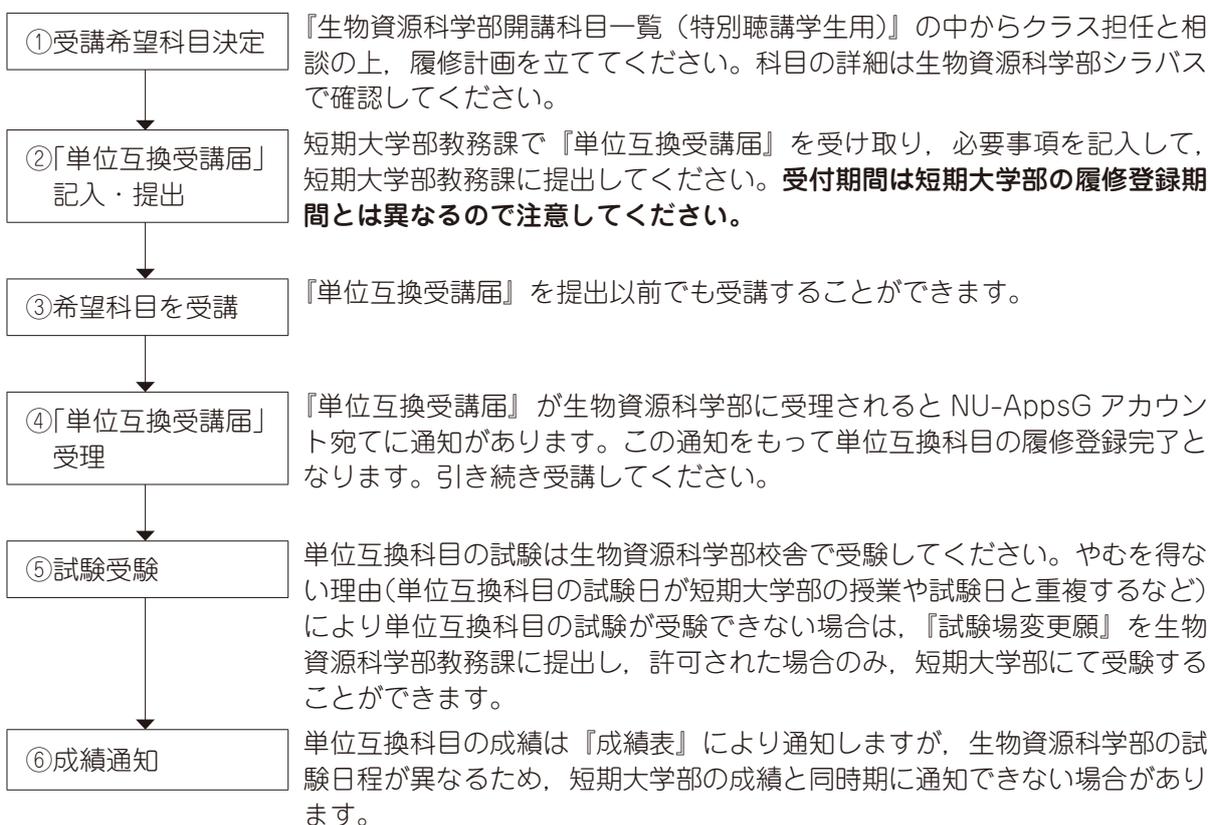
本制度を利用する場合は、所属学科の必修科目や選択必修科目の時間割を優先し、所属学科の卒業に必要な単位を充分考慮して履修してください。履修した単位数は、年間最高履修単位数（48単位）に含まれます。

*1 単位認定される科目一覧は短期大学部教務課で閲覧できます。

*2 免許・資格取得については、4年次までに取得できないことがあります。

- 履修できる学年
1年次から履修できます。
- 履修上のルール
 - 単位互換科目の1年間で履修登録できる単位数は、国際関係学部の単位互換科目（p.43参照）を含め20単位を上限とします。また、単位互換科目の履修単位は、年間最高履修登録単位数に含まれます。
 - 修得した単位数は、20単位を上限として卒業条件単位に含まれます。
 - 上位学年に設置された科目は履修できません。
 - 身分は「特別聴講学生」となります。
- 申込手続

生物資源科学部の授業を履修するためには、次の手順による手続きが必要になります。



資格検定試験

一般的に資格を取得するといってもさまざまな条件があります。ここに記載した資格検定試験は短期大学部が受験を奨励するもので、在学中に受験できる検定試験です。

この中には、受験の申込や試験会場が学内になるものもあります。

就職活動をする上でも、さまざまな資格を得ることは大きな自信につながっていくと思います。

資格検定試験名	問い合わせ先	問い合わせ先(学内)
実用英語技能検定 (英検)	勸日本英語検定協会 〒162-8055 東京都新宿区横寺町55 TEL 03-3266-6581 (URL) http://www.eiken.or.jp	国際教育センター
TOEFL® (Test of English as a Foreign Language)	ETS Japan 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-24 トゥーラント88ビル4F TEL 03-6272-8543 (URL) http://www.toefl-ibt.jp	国際教育センター ※ TOEFL ITP®
TOEIC® (Test of English for International Communication)	国際ビジネスコミュニケーション協会 IIBC試験運営センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル TEL 03-5521-6033 (URL) http://www.iibc-global.org	国際教育センター ※ TOEIC® Listening&Reading IP テスト
日商簿記検定試験	日本商工会議所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目2-2 二重橋ビル TEL 050-5541-8600 (検定情報ダイヤル) *または全国各地の商工会議所 (URL) http://www.kentei.ne.jp	ビジネス教養研究室 (13号館2F)
日商PC検定試験 (文書作成)		
日商PC検定試験 (データ活用)		
ファイナンシャル・プランニング 技能検定	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス5F TEL 03-5403-9700(代表) FAX 03-5403-9701 (URL) http://www.jafp.or.jp/	ビジネス教養研究室 (13号館2F)
国内旅行業務取扱管理者試験	一般社団法人 全国旅行業協会 試験係 〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シヤスタイーストビル3階 TEL 03-6277-8310 (URL) http://www.anta.or.jp/	ビジネス教養研究室 (13号館2F)
総合旅行業務取扱管理者試験	一般社団法人 日本旅行業協会 (試験係) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-3-3 全日通霞ヶ関ビル TEL 03-3592-1271 (URL) http://www.jata-net.or.jp/	ビジネス教養研究室 (13号館2F)
ビジネス実務法務検定試験	東京商工会議所 検定センター 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2 TEL 03-3283-7500 (受付時間 土・日・祝日・年末年始を除く) (URL) http://www.kentei.org	ビジネス教養研究室 (13号館2F)

※URLは変更される場合がありますので、各自で確認してください。

海外語学実習

海外語学実習は、実践的な外国語を身につけるために日本大学本部及び国際関係学部が外国の大学等で実施する短期海外研修等に参加し、一定の成果を修めた者に対して単位を付与するものです。

① 対象となるプログラム

I 日本大学本部が実施する短期海外研修

学習言語	地域	研修先	研修期間
英語	イギリス	ケンブリッジ大学ペンブルック・カレッジ	8月上旬～9月上旬
	オーストラリア	ニューカッスル大学	2月上旬～2月下旬

上記プログラムは、日本大学本部が取扱窓口となりますので、本部国際交流課ホームページにて当該年度の募集要項を確認の上、直接申込み手続きを取ってください。

II 日本大学国際関係学部が実施するプログラム

短期海外語学研修

学習言語	地域	研修先	研修期間
英語	アメリカ	ニューヨーク州立ストーニーブルック大学	8月上旬～8月中旬
	カナダ	トロント大学	8月上旬～8月下旬
	オーストラリア	ニューカッスル大学	2月上旬～2月下旬
	フィリピン	サンカルロス大学	3月中旬～3月下旬
ドイツ語	ドイツ	フライブルク大学	8月上旬～8月下旬
フランス語	フランス	西カトリック大学	8月上旬～8月下旬
スペイン語	スペイン	サラマンカ大学	8月上旬～8月下旬
中国語	中国	北京大学国際関係学院	8月上旬～8月下旬
韓国語	韓国	慶熙大学校	8月上旬～8月下旬

- ・履修していない言語の地域に参加希望の学生は、各担当教員と事前に相談してください。
- ・参加希望者が少数の場合は、実施されないことがあります。
- ・研修期間、研修内容、申込手続方法、参加費用等の詳細は、LCUや掲示板、各説明会で説明します。不明な点については国際教育センターへお問い合わせください。

② 履修できる学年 1年次から履修できます。

(サンカルロス大学短期海外語学研修は1年次のみ)

③ 成績評価 日本大学が実施する短期海外研修は、1回に限り単位付与します。認定された単位は、1年間に履修できる最高単位には含みません。また、日本大学国際関係学部・短期大学部（三島校舎）が実施する短期海外語学研修は、各地域担当教員が成績評価を行います。

※「海外語学実習」（2単位）の履修希望者は留学を希望する年度初めの履修登録期間内に必ず履修登録を行ってください。なお、研修に参加しなかった場合は、後学期の履修登録科目の削除・追加期間に履修登録を削除してください。履修登録期間に履修登録をできなかった場合、後学期履修登録の削除・追加期間に履修登録をしてください。後学期に募集を行う短期海外研修（ニューカッスル大学・サンカルロス大学）は、後学期の履修登録科目の削除・追加期間に追加登録することができます。2年生は卒業決定者発表後に成績が出るため、単位付与できません。

海外留学

海外留学前の手続き

■認定留学

- ① 国際教育センターで認定留学に関する説明（留学前手続き，帰国後の単位認定等）を受け「海外留学志望届」，「海外留学願」，「海外留学履修計画書」，「誓約書」を受け取ります。
- ② 留学先を検討する際に留学アドバイザー*と面談し，留学先が本学で定める基準に適合しているか等相談し，「海外留学志望届」に面談内容を記入してもらい国際教育センターに提出します。海外留学志望届の提出期限は，前学期からの留学は11月30日，後学期からの留学は4月30日です。
- ③ 認定留学申請書類を揃え，国際教育センターに提出します。

〈認定留学申請書類〉

- ① 海外留学願（保証人署名・捺印）
- ② 留学先の大学が入学を許可した書類，及び入学申請書類一式（写）
・外国語 各1部 ・和訳 各1部
- ③ 留学先の大学の概要を記載した書類
- ④ 海外留学履修計画書
- ⑤ 誓約書（保証人署名・捺印）
- ⑥ 海外旅行傷害保険加入証（写）
- ⑦ 渡航経路連絡票

- ④ 提出された書類に基づき認められた場合は，休学することなく留学することができます。

※注意点

- 1 留学を希望される場合は，事前に国際教育センターにお申し出ください。
- 2 認定留学申請書類の提出期限は，前学期からの留学は1月15日，後学期からの留学は6月20日です。

※ 留学アドバイザーとは？

各学科の教員が担当となります。留学の手続き，単位認定等国際教育センターと連携して皆さんの留学に関する質問や相談に応え，留学の支援をします。

海外留学後の単位認定手続き

留学中に修得した授業科目の単位については，短期大学部（三島校舎）の修得単位として認定されます。手続方法は国際教育センターで確認してください。

編入学試験

編入学試験とは、短期大学部を卒業後、さらに高度な学修機会を求める学生への入学試験です。日本大学（法学部・文理学部・経済学部・商学部・芸術学部・国際関係学部・生物資源科学部）はもちろん、他大学への編入学もあります。編入学年次、試験内容、単位認定などは、各大学または学部によってさまざまです。詳細については、教務課及び各学科研究室に問い合わせてください。

試験内容

① 外国語

ほとんどの大学で実施されています。英語のほかフランス語、ドイツ語、中国語などから選択できる場合もあります。また、TOEIC[®]等のスコア提出が出願時に必要な大学もあります。語学の力は一朝一夕にはつかないものなので、早い時期から準備を始めましょう。

② 専門科目

志望する学部・学科に関連する知識を問われます。編入学試験のために改めて勉強するのは大変なことです。時間割の中から関連する科目を履修し、普段の学習から知識を蓄積していく必要があります。

③ 小論文・論文

志望する学部・学科に関連する専門的な内容や、時事問題などについて出題されます。日頃から新聞、ニュースに目を通し、一定時間内に自分の考えを論文の形式に沿った文章にまとめられるよう練習が必要です。

④ 面接・口述試問

筆記試験だけではわからない部分について知るために実施されます。一般的な事柄、時事問題、試験内容について（面接に先行して試験がある場合）、編入学してから勉強したいこと、学生生活についてなど質問事項は多岐にわたります。日頃から、多くのことに興味を持ち、自分の考えをまとめる努力をしましょう。

⑤ 実技

受験する学部によっては実技試験が課せられます（例：日本大学文理学部体育学科）。筆記試験の勉強と同様に、日頃からの技術の向上が必要です。

必要書類

出願に必要な書類は大学によって異なりますが、ここでは多くの大学で必要となる書類について説明します。証明書は出願日前3か月以内のものを提出するようにしてください。また、証明書の発行には2～3日かかりますので、早めに手続きしましょう。なお、①～④(卒業証明書を除く)は、学内で設置している証明書発行機にて即日発行することができます。

① 成績証明書

自分が修得した科目の単位数と成績を証明する書類です。

② 単位修得見込証明書

自分が修得した科目の単位数と成績及び現在履修している科目を証明する書類です。

③ 卒業見込証明書・卒業証明書

卒業見込証明書は、短期大学部2年生に在学している学生のうち、3月末に卒業が見込まれる学生に発行します。

卒業証明書は、短期大学部を卒業したことを証明する書類で、卒業した日から発行します。

④ 健康診断証明書

年度始めに学内で実施される健康診断を受診している学生についてのみ発行を行います。志望する大学の指定用紙がある場合は、申込みと同時に提出し、そのことを申し出てください。指定用紙がない場合は、本学の書式で作成します。

⑤ 調査書・推薦書

成績の記入・公印・厳封が必要な場合は、教務課へ申し出てください。先生による所見・推薦が必要な場合は、特に指示がない場合、クラス担任または卒業研究・ゼミナールの担当教員へお願いしてください。不明な点は、教務課に問い合わせてください。

⑥ 志望理由書

大学によっては志望理由を明記した書類が必要となります。日頃から編入学する意味を考え、自分の考えをまとめておくことが必要です。

一般推薦・指定校推薦

一部の大学では、推薦入試が行われています。条件に合う学生は誰でも応募できる一般推薦と大学側から人数の指定を受け本学から推薦する指定校推薦があります。どちらの推薦も、合格した場合には原則として辞退することはできませんので、希望する学生はよく考えて申込みをしてください。募集は各学科研究室の編入学に関する掲示を参照してください。

進学先が決定したら、就職指導課及び各学科研究室へ届出を提出してください。

他大学への進学状況

過去の主な編入学先

国・公立大学

福島大学経済学部 埼玉大学経済学部 千葉大学法経学部
 横浜国立大学経済学部 新潟大学経済学部 信州大学経済学部
 島根大学生物資源科学部 広島大学経済学部 首都大学東京都市環境学部

私立大学

東北福祉大学福祉学部 神奈川大学経済学部 東京国際大学商学部
 東海大学文学部 横浜商科大学経営学部・商学部 中央大学経済学部
 東京経済大学経営学部・コミュニケーション学部・現代法学部 駒澤大学経済学部・経営学部
 桜美林大学経済学部・文学部 成蹊大学経済学部 大東文化大学経済学部
 東洋大学経済学部 法政大学経済学部（一部・二部） 明治学院大学経済学部
 立教大学経済学部 亜細亜大学経営学部 産能大学経営情報学部
 二松学舎大学文学部 帝京大学文学部 静岡産業大学経営学部
 浜松大学国際経済学部 愛知学院大学商学部 関西大学総合情報学部
 同志社大学経済学部 立命館大学経済学部・政策科学部 追手門学院大学人間学部
 札幌学院大学 北海学園大学経営学部（二部） 玉川大学教育学部
 相模女子大学学芸学部 鎌倉女子大学教育学部 大阪経済大学経営学部（二部）
 太成学院大学人間学部

專攻科食物栄養專攻

日本大学短期大学部（三島校舎）の教育理念

短期大学部（三島校舎）2学科1専攻科では、日本大学の教育理念「自主創造」を基礎とした「地域・社会貢献」をその理念とする。

専攻科食物栄養専攻の「教育研究上の目的」

栄養士養成課程で修得した知識と技術を基とし、自主性、自律性を重んじ、より高度な専門知識に加えて実践的な技能と応用力を修得することを目的とする。

また、深く真理を探究して新たな栄養学の知見を創造し、その成果を広く社会に還元することにより、社会の発展に寄与・貢献できる人材を養成する。

日本大学短期大学部（三島校舎）の教育目標

短期大学部（三島校舎）では、商経学の専門知識・技術に加え、ビジネスパーソンとして広い視野と豊かな教養をもった人材育成が目的である「ビジネス教養学科」と、健全な食生活による健康の維持・増進を担える人材育成が目的である「食物栄養学科」並びに「専攻科食物栄養専攻」を設置しており、この異なる2つの学問分野において、三島も含め各地域社会に貢献できる良質な人材を育成することが目標である。

専攻科食物栄養専攻の教育目標

栄養士養成施設で修得した知識と技術をより高度な専門知識と実践的な技能として磨き上げ、深い知識と応用力を兼ね備え、地域社会の情勢を的確に認識した食の専門家の育成が目標であり、学位取得による大学院進学や管理栄養士への道を開きます。

日本大学短期大学部（三島校舎）専攻科食物栄養専攻（学士（栄養学））の「修了認定に関する方針」（DP）及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」（CP）

修了の認定に関する方針

日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻では、日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、次表に示す「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本短期大学部専攻科食物栄養専攻における能力を修得した者は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の審査を経て、「学士（栄養学）」の学位を取得できる。

教育課程の編成及び実施に関する方針

専攻科食物栄養専攻「学士（栄養学）」では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した修了認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された次表の8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、講義科目、演習実験実習科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能及び態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多面的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインド及び自主創造の8つの能力（汎用的能力）への達成度に関しては、体系的に編成された教育課程に基づく授業科目の単位修得状況、及び学生自身による振り返り等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

短期大学部専攻科食物栄養専攻学修成果の評価（アセスメント・ポリシー）

修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる資質・能力及びこれらの総合的な活用力の修得状況について、以下の方法により評価する。

- (1) 各授業科目の成績評価は、到達度確認テスト、小テスト、レポート、プレゼンテーション、ノート、成果物（リーフレット、ポスター、指導箋）など、授業形態や授業内容・方法に即した多面的な評価に基づき、シラバスに明示する「学修到達目標」及び「成績評価の方法・基準」に従って、学修到達目標に対する学修到達度を判定する。
- (2) 2年間の「特別研究」（必修）の成果として、研究論文と成果のまとめを提出し、主査及び副査（いずれも専攻科担当教員）の査読、評価を受ける。
- (3) 2年終了時に、必修科目の「特殊講義（専攻科）」（必修）について学修を通じて修得した基本的な知識・理解及び考察力について、その修得レベルを判定するための筆記試験「特殊講義（専攻科）試験」を実施する。
- (4) 2年間の学修成果は、(1)、(2)及び(3)を統合し、総合的に評価を行う。

専攻科食物栄養専攻の教育方針

日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻では良質な学位授与を実現するため、その教育方針を以下のとおり定めます。

短期大学部専攻科食物栄養専攻（学士（栄養学））の修了の認定・教育課程の編成及び実施に関する方針

【日本大学教育憲章】 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		【ディプロマ・ポリシー】 （修了の認定に関する方針）		【カリキュラム・ポリシー】 （教育課程の編成及び実施に関する方針）	
構成要素 （コンピテンス）	能力 （コンピテンシー）	構成要素 （コンピテンス）	DP	能力 （コンピテンシー）	CP
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな教養と栄養学の知識・教養に基づく高い倫理観	DP1	短期大学等で修得した幅広い教養と栄養士としての倫理観を高めることができる。	CP1 栄養士として豊かな教養と高い倫理観を備えて、専門的かつ責任ある行動ができる者を養成する。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	世界の食物・栄養学の現状を理解し、説明する力	DP2	実社会における実務としての栄養学に関する対応能力を持ち、創造的に活用し、国際的な知識や情報を受信・発信することができる。	CP2 日本及び諸外国における栄養学に関する様々な問題を認識し、的確な知識や情報を発信する力を身につけた者を養成する。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	栄養学に関する論理的・批判的思考力	DP3	短期大学等で修得した専門知識と技術に加えて、より高度な専門的知識と実践的技術を持って、食と健康について多面的に考察することができる。	CP3 食と健康について多面的に考察し、物事を論理的、合理的かつ批判的に述べることができる能力を育成する。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	栄養学に関する問題発見・解決力	DP4	自覚的に自己研鑽を継続する姿勢を持ち、広い視野から関連科目を研究し、問題解決のために活用できる。	CP4 自らが取り組むべき栄養学の課題を探索し、広い視野から問題を解決することができる能力を育成する。
挑 戦 力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	栄養学に関する挑戦力	DP5	栄養学の視点から、適切な目標と手段を見定め、新たな課題にも挑戦し、やり抜くことができる。	CP5 栄養学に関する体系的知識の修得から培われた栄養学の基礎知識に基づき、新しい課題に果敢に挑戦する力を育成する。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	栄養学をとおしたコミュニケーション力	DP6	多様な考えを受け入れ、適切な手段で自らの考えを伝えて相互に理解することができる。	CP6 コミュニケーション能力を裏付ける講義、実験、実習科目等を通じて、多様な考え方を受け入れ、違いを明確にしたうえで議論し、自らの考えを伝える能力を育成する。
リーダーシップ・協働能力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	栄養学に関わるリーダーシップ・協働能力	DP7	チームの一員として目的・目標を他者と共有し、目的・目標の達成に向けて働きかけながら、協働することができる。	CP7 講義・実験・実習科目を通じて、栄養学の新たな課題を解決するために自ら学び、自らの意志と役割をもって他者と協働する能力を育成する。
省 察 力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	栄養学に関する省察力	DP8	経験を主観的・客観的に振り返り、気付きを学びに変えて継続的に自己を高めることができる。	CP8 基礎科目と栄養学系科目のキャリア教育に関連する科目を通じて、自己を知り振り返ることで継続的に自己を高める力を育成する。

短期大学部専攻科食物栄養専攻（学士（栄養学））の入学者の受入れに関する方針

専攻科食物栄養専攻の求める学生像は次のとおりです。

- 1 短期大学等で修得した専門的知識と技能に加えて、より高度な食物と栄養に関する専門的知識と実践的技能を身につけた食の専門家を目指す者。
- 2 高齢社会、生活習慣病などが問題となる社会情勢を考慮して、広い視野から関連科目を研究し、応用・実践する実力を兼備した食生活の指導者を目指す者。
- 3 食文化やスポーツ、福祉活動等に明確な課題を持ち、強い意欲を有する者。

入学前に修得しておくことが望まれる学業内容

栄養士養成課程全般の内容はもとより、栄養士としての社会的役割を理解して、栄養面から健康的な食生活が提案できる知識を深めていることが望ましい。

専攻科食物栄養専攻の概要

1 専攻科の趣旨

本学短期大学部専攻科食物栄養専攻は、日本の伝統的生活様式の基盤を尊重しながら、国際化時代、情報化時代を背景として、現在の世界各地域の生活事情を考慮した新しい食物と栄養について科学的に研究し、さらに将来を視野におき、社会に役立つ人材の育成に務めている。そのために、過去の先人の残した知的遺産の価値を認識し、現代さらには未来に向かっての人間生活に深い関わりをもつ食物と栄養に関する事柄について科学的に研究する意欲を涵養し、創意と工夫により豊かな人間生活の創造に積極的に貢献できる人材を養成することを目標としている。

専攻科食物栄養専攻において、より高度な専門的知識と実践的技能を修得し、四年制大学卒業と同等の「学士（栄養学）」が取得でき、さらに、1年間の実務経験によって「管理栄養士国家試験」受験資格を得ることができる。これらのチャンスを有効に活用し、社会の要請に応えることのできる資質を身に付けてほしい。本専攻科では短期大学等で食物と栄養に関する専門科目の基礎を履修した者が、さらに効果的な学修研究活動を実施する高等教育機関である。

2 専攻科食物栄養専攻における人材養成の目標

- ① 短期大学等で修得した専門的知識と技能に加えて、より高度な食物と栄養に関する専門的知識と実践的技能を身につけた食の専門家を養成する。
- ② 高齢社会、生活習慣病などが問題となる社会情勢を考慮して、広い視野から関連科目を研究し、応用・実践する実力を兼備した食生活の指導者を養成する。
- ③ 専門的知識の詰め込み主義ではなく、自ら納得し理解した理論を積極的に問題解決に活用できる有能な人材を育成する。
- ④ 食生活における栄養指導を行う場合には必ず人と人の関わりを必要とするので、温情豊かな人間関係を築くことのできる食と栄養の相談者を養成する。
- ⑤ 情報化時代に十分に対応できる栄養情報処理活用能力を備えた人材を養成する。

3 沿 革

専攻科食物栄養専攻の基盤となる現在の食物栄養学科の母体は、昭和34年4月1日に日本大学で最初の女子高等教育機関として発足した短期大学栄養科である。昭和37年4月1日に栄養士養成施設校として指定を受け、定員80名の家政科栄養課程となり、昭和42年4月1日から家政専攻と食物栄養専攻に分離して、家政科食物栄養専攻となった。昭和42年度から定員を80名から150名に増員し、平成2年4月1日から家政科を生活文化学科に名称変更し生活文化学科食物栄養専攻となった。平成9年度からは、男子に門戸が開放されて男女共学となっている。平成13年度には、生活文化学科を食物栄養学科に名称変更し現在に至る。食物栄養学科の卒業生は約10,000名である。なお、平成11年度から国際関係学部国際交流学科増設定員の一部に改組するために、定員を150名から120名に変更した。同年度に、より高度な専門的知識と実践的スキルを修得し、4年制大学卒業と同等の「学士（栄養学）」が取得できる専攻科食物栄養専攻を新設した。また、平成31年度入学生から学生定員の変更を行い、入学定員を100名とし教育の質保障を図っている。

1959（昭和34）	1月	短期大学部栄養科の新設を認可される。
	4月	短期大学部栄養科を定員80名で発足。第1期生入学。
1961（昭和36）	2月	栄養士養成施設校とし厚生省より認可される。
	4月	第1期生栄養士資格を取得する。
1962（昭和37）	4月	短期大学部栄養科を家政科に名称変更し、栄養コースと家政コースを設置する。
1963（昭和38）	4月	短期大学部家政科の附属機関として日本大学三島生活科学研究所を開設する。（その後日本大学文理学部（三島）生活科学研究所を経て現在の国際関係学部生活科学研究所となる。）
	12月	第1回生活科学研究所研究発表会を開催する。
1964（昭和39）	3月	生活科学研究所報告創刊号発行。現在の第36号に至る。
1967（昭和42）	4月	短期大学部家政科を食物栄養専攻と家政専攻の2専攻に改称し、食物栄養専攻の定員を150名に変更する。
1990（平成2）	4月	短期大学部家政科を生活文化学科に名称変更する。同時に家政専攻を生活文化専攻へ改称する。生活文化学科生活文化専攻と食物栄養専攻として、カリキュラムの一部を変更した。
1996（平成8）	1月	生活文化学科食物栄養専攻主催で第1回管理栄養士国家試験受験強化講座を開始し、平成9年度に第2回を実施して受験希望者の要請に応えた。平成22年度に第15回を実施している。
1999（平成11）	4月	生活文化学科生活文化専攻の定員80名と食物栄養専攻の定員150名の一部の30名を振り替えて、国際関係学部の国際交流学科と国際ビジネス情報学科を増設した。従って食物栄養専攻の定員を120名に変更し、生活文化専攻の募集を停止した。
		短期大学部に2年制の専攻科食物栄養専攻（定員一学年20名）を新設した。
2001（平成13）	4月	生活文化学科を食物栄養学科に名称変更する。
2004（平成16）	4月	栄養士法改正に伴い、食物栄養学科および専攻科食物栄養専攻のカリキュラムの一部を変更した。
2015（平成27）	4月	独立行政法人大学評価・学位授与機構（現在：独立行政法人大学改革支援・学位授与機構）から特例適用専攻科に認定された。
2016（平成28）	4月	専攻科カリキュラムの一部を変更した。
2019（平成31）	4月	学生定員の変更を行い、入学定員を100名とした。

4 教育方針の特色

専攻科食物栄養専攻では、社会情勢を的確に認識した食の専門家を育成することを目標としている。すなわち、専門科目として栄養に関する総合的な科目を2科目、人体の仕組みに関する科目を4科目、食物に関する科目を2科目、調理に関する科目を2科目、臨床栄養に関する科目を2科目、公衆栄養に関する科目を1科目、保健衛生に関する科目を2科目、栄養指導・栄養教育に関する科目を3科目設置している。さらに、関連科目として文化、健康科学、福祉、産業、統計に関する科目を6科目設置して、それぞれの科目を専門的により高度な内容で教育し、十分な理論的知識を理解させ、その上に演習実験実習科目を10科目設置する。そのうち2科目は校外実習として履修させて実践的な技術を習得させる。さらに、外国文献講読を通して国際的認識を高めながら、特別研究を1・2年次に履修し、研究活動の基本的な姿勢や基礎を身につける。2年次には特殊講義（専攻科）を履修し、具体的な研究の計画、立案、実施、検討を行い、報告書を作成する。これらのプロセスを通して「学士（栄養学）」として社会で活躍できる人材を育成することが教育の基本方針である。

これからの社会における栄養士業務では、栄養教育や給食指導さらに臨床栄養指導を行うに当たり、高齢者、障害者、生活習慣病を持つ方々・児童生徒などと接する機会が増えることが予想される。そこで、いろいろな状況下の人とのかかわりを避けて通ることは不可欠と考え、食生活の指導者として常に優しい心を持って人と接し、良好な人間関係を築くことができる人材の育成を教育方針の特色としたい。単に知識の詰め込み教育ではなく、理論的に納得させる教育の展開を基本方針とし、その結果、自信ある専門知識と技能を有効に活用して、さらに自らの創意工夫による効果的な発想を基に積極的な応用活動ができる食の専門家養成を最大の教育目標とする。

専攻科食物栄養専攻の教育方針の特色は次のとおりである。

- ア 短期大学で修得した知識と技術に加えたより高い専門的知識と技術の教育
- イ 深い知識と応用力を兼ね備えた実務能力のある栄養士の育成
- ウ 特別研究と特殊講義（専攻科）の履修による研究意欲旺盛な食の専門家の育成
- エ 相手の気持ちを考慮した温情熱い人間味のある栄養指導者の育成
- オ 「栄養学」の学士号取得を目指した4年制大学と同等な教育の展開

5 教育課程の編成方針

本専攻科食物栄養専攻は、より高い水準の食物と栄養に関する知識の修得を目的として、栄養、人体の仕組み、食物、調理、臨床栄養、公衆栄養、保健衛生、栄養指導・栄養教育等の専門科目の講義科目をA群にまとめ、24科目58単位を設置した。このうち、基本となる8科目26単位については必修科目とし、残りの16科目32単位は選択科目として、履修の選択性を高めつつ、偏らないようにした。また、演習実験実習科目はB群にまとめ、専門分野を考慮して、9科目10単位を設置し、7科目8単位を必修科目とし、情報処理特別演習、栄養教育特別実習Ⅱ（校外実習）については選択性を考慮し、選択科目とした。これら科目は、机上の学習に加え、演習・実験・実習による教育効果を考慮した。

以上の科目の中で、専攻科として食物と栄養に関して専門的知識を深く修得させるために、新しい食物と栄養に関する諸外国の文献を媒体とした学習の外国文献講読を1年次に設置し、さらに研究テーマを設定して、さらに深く掘り下げた研究を行い、教育成果を配慮した。

各授業科目の設置は次の通りである。

専門科目

専攻区分の中心的科目及び特に関連の深い科目として、次の科目を設置した。

A群 講義科目

栄養に関する総合的な科目として、ヒトの食物と栄養について学習する上で、最も基本となる栄養学の十分な知識を修得するため、栄養学特論およびライフステージ栄養学特論を設置した。このうち、柱となる栄養学特論については必修科目とした。

人体の仕組みに関する科目として、人体の基本的な仕組みに関する知識を修得するため、解剖生理学特論、生化学特論、病理学特論及び疾病学特論を設置した。このうち、人体に関する基礎科目として解剖生理学特論については必修科目とした。

食物に関する科目として、食品学特論、食品機能特論を設置した。このうち、食品の特性に関する基本的な科目として食品学特論については必修科目とした。調理に関する科目として、調理科学特論、給食経営管理特論を設置した。このうち、調理に関する基本的な科目として調理科学特論については必修科目とした。

臨床栄養に関する科目として、臨床栄養学特論及び実践臨床栄養学特論を設置した。このうち、臨床栄養の基礎となる臨床栄養学特論については必修科目とした。

公衆栄養に関する科目として、公衆栄養学特論を設置した。

保健衛生に関する科目として、公衆衛生学特論、食品衛生学特論を設置した。このうち、人の生活における栄養の社会的対応に関わる公衆衛生学特論については必修科目とした。

栄養指導・栄養教育に関する科目としては、栄養教育特論、栄養カウンセリング特論を設置した。このうち、栄養教育の中心をなす栄養教育特論については必修科目とした。

B群 演習・実験・実習科目

実験科目としては、人体の構造と機能に関わる基本的な科目として解剖生理学特別実験を設置し、講義のみでは十分に理解しにくい人体の基本構造とその働きを実験を通してより詳しく学ぶ。

実習科目としては、健康に直接関わる栄養管理への対応として臨床栄養に関する科目の臨床栄養学特別実習Ⅰ（校内実習）を設置し基本的な知識と技術を学ぶとともに、病院実習を中心にした臨床栄養学特別実習Ⅱ（校外実習）を設置して、実践的な学習を行う。また、生活の中で不可欠な食事の調理について、最新の調理科学的知識をもって実技を学ぶため調理学特別実習を設置した。さらに、長い人間生活の中で、栄養的な管理を直接行うのに必要な知識と技術を身につけるため栄養教育特別実習Ⅰ（校内実習）、栄養教育特別実習Ⅱ（校外実習）を設置した。

栄養教育特別実習をはじめ、栄養に関する専門の学習において情報処理技術の活用は不可欠であり、栄養情報処理特別演習を必修科目で設置して情報機器やアプリケーションの有効な活用法について学修する。

栄養情報処理特別演習を含め、設置された多くの講義・演習・実験・実習科目の学習に際してはもちろんのこと、今日の生活全般においても情報機器の活用は不可欠である。そのためにも、基本的な情報機器の操作法と種々のアプリケーションの活用法の修得は特に大切なものとなっている。そこで、情報処理特別演習を設置して、情報処理の基本的活用について学修できるようにした。

食物と栄養に関する研究は、我が国を含めて世界各国から多くの成果が得られている。これらの理解は、食物と栄養について最新の情報を得るために不可欠である。そこで、必修科目として外国文献講読を実施して、より専門的な研究状況を理解する。

専攻科の学修の総合的な成果として、学修レポートを作成するため、特に興味を深くもつ食物と栄養に関する事項について、研究する。

関連科目

専攻区分の基礎となる科目及び周辺分野の科目として、次の科目を設置した。

食生態に関する科目として、食に関する幅広い知識を、我が国のみならず世界各国の食文化を通じて理解をするために食文化特論を設置した。

健康科学に関する科目として、人の生活においてもっとも基礎となる健康を科学的に理解するために健康科学特論を設置した。

生命科学に関する科目として、生命に関する基礎と最新の知識を学修するためにバイオテクノロジー特論を設置した。

社会福祉に関する科目として、高齢化社会を迎えた今日において、将来に向けた社会福祉に関する対応を理解するため、社会福祉特論を設置した。

食品流通に関する科目として、今日の食生活、そのほとんどの食材あるいは食品を産業が支えており、食生活を理解する上で食品産業の仕組みを知ることは極めて大切である。そこで、食品産業特論を設置した。

情報科学に関する科目として、情報化時代に即したデータ解析のための理論を理解することは今後ますます重要となる。そこで、統計解析特論を設置した。

栄 養 学

栄 養 学

栄養学は人の健康の維持と増進を目的として、食べ物や食事について学ぶ領域である。栄養素、人体の仕組みと代謝、食品の特性や成分、食の安全、臨床における栄養、公衆栄養、保健衛生、栄養指導等ミクロからマクロまでを学ぶ幅の広い分野である。これらの学修を通して近年の国民的健康課題を解決する能力を身に付ける。講義を通じて知識を身につけ、さらにその理解を深めるために演習・実験・実習科目を履修することが求められる。

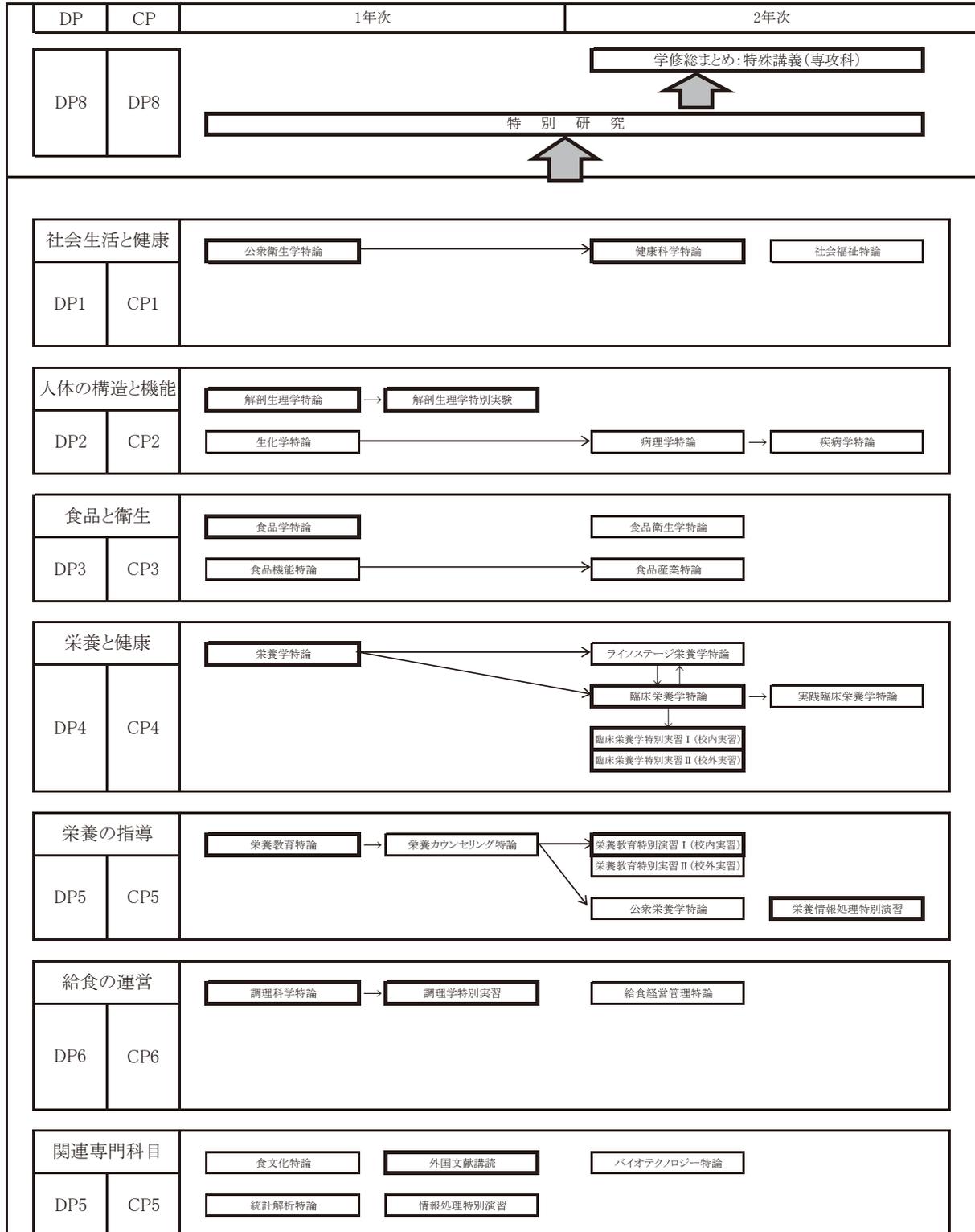
●修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

専攻に係る授業科目の区分	専門科目（40 単位以上）	
	<p>【A群（講義科目）】（28 単位以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○栄養に関する総合的な科目 ○人体の仕組みに関する科目 ○食物に関する科目 ○調理に関する科目 ○臨床栄養に関する科目 ○公衆栄養に関する科目 ○保健衛生に関する科目 ○栄養指導・栄養教育に関する科目 <p>【B群（演習・実験・実習科目）】（6 単位以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○栄養に関する演習・実験・実習科目 	
	関連科目（4 単位以上）	
	<ul style="list-style-type: none"> ◇食生態学に関する科目 ◇健康科学に関する科目 ◇生命科学に関する科目 ◇環境科学に関する科目 ◇社会福祉に関する科目 ◇人間生活に関する科目 ◇食品流通に関する科目 ◇情報科学に関する科目 	

※学位規則第6条第1項に規定する学士の学位の授与の特例に係る学位授与申請案内より抜粋

専攻科の概要

履修系統図 短期大学部専攻科食物栄養専攻



専攻科食物栄養専攻
履修系統図

授業科目の開設学年

	一 年 次		二 年 次	
	科 目	単 位	科 目	単 位
A 群	◎ 栄養学特論	4	ライフステージ栄養学特論	2
	◎ 解剖生理学特論	4	病理学特論	2
	◎ 生化学特論	2	疾病学特論	2
	◎ 食品学特論	4	◎ 臨床栄養学特論	4
	◎ 食品機能特論	2	実践臨床栄養学特論	2
	◎ 調理科学特論	4	バイオテクノロジー特論	2
	◎ 公衆衛生学特論	2	公衆栄養学特論	2
	◎ 栄養教育特論	2	食品衛生学特論	2
	◎ 栄養カウンセリング特論	2	給食経営管理特論	2
	◎ 食文化特論	2	◎ 健康科学特論	2
	◎ 統計解析特論	2	社会福祉特論	2
			食品産業特論	2
B 群	◎ 解剖生理学特別実験	1	◎ 臨床栄養学特別実習Ⅰ (校内実習)	1
	◎ 調理学特別実習	1	◎ 臨床栄養学特別実習Ⅱ (校外実習)	2
	◎ 情報処理特別演習	1	◎ 栄養教育特別実習Ⅰ (校内実習)	1
	◎ 外国文献講読	1	◎ 栄養教育特別実習Ⅱ (校外実習)	1
			◎ 栄養情報処理特別演習	1
			◎ 特殊講義(専攻科)	2
			◎特別研究	4

■履修上の注意

- ① A群「講義科目」及びB群「演習実験実習科目」から必須科目を含めて教育内容に則した62単位以上を修得しなければなりません。
- ② ◎印は必修科目です。
- ③ 「特殊講義(専攻科)」は学位「学士(栄養学)」取得のため2年次に履修し、学修総まとめ科目の「履修計画」、「成果の要旨」及び「論文」を作成しなければなりません。

修了要件

1 修了に必要な単位数

- | | | |
|---------------------|-----------|---------------------|
| ① A群「講義科目」の必修科目 | 26 単位修得 | } 合わせて
62 単位以上修得 |
| ② B群「演習実験実習科目」の必修科目 | 14 単位修得 | |
| ③ A群, B群の選択科目から | 22 単位以上修得 | |

自分の履修した総単位数が修了に必要な総単位数の条件を満たしていても、必修科目に一科目でも不合格があれば、修了できません。

また、すべての必修科目が修得されていても、選択科目を加えて 62 単位以上が修得されていなければ修了できません。

2 単位認定に要する授業回数・時間数

科 目	単位数	授業回数・時間
◎ 講義科目（半期）	2 単位	90 分× 15 回
◎ 講義科目（通年）	4 単位	90 分× 30 回
◎ 特別研究（2 年間）	4 単位	90 分× 60 回
◎ 実験・実習科目（半期）	1 単位	90 分× 30 回
◎ 演習科目（半期）	2 単位	90 分× 15 回
◎ 外国文献講読	1 単位	90 分× 15 回
◎ 校外実習科目（臨床栄養）	2 単位	90 時間以上（2 週間程度）
◎ 校外実習科目（栄養教育）	1 単位	45 時間以上（1 週間程度）

栄養士法に基づく科目区分

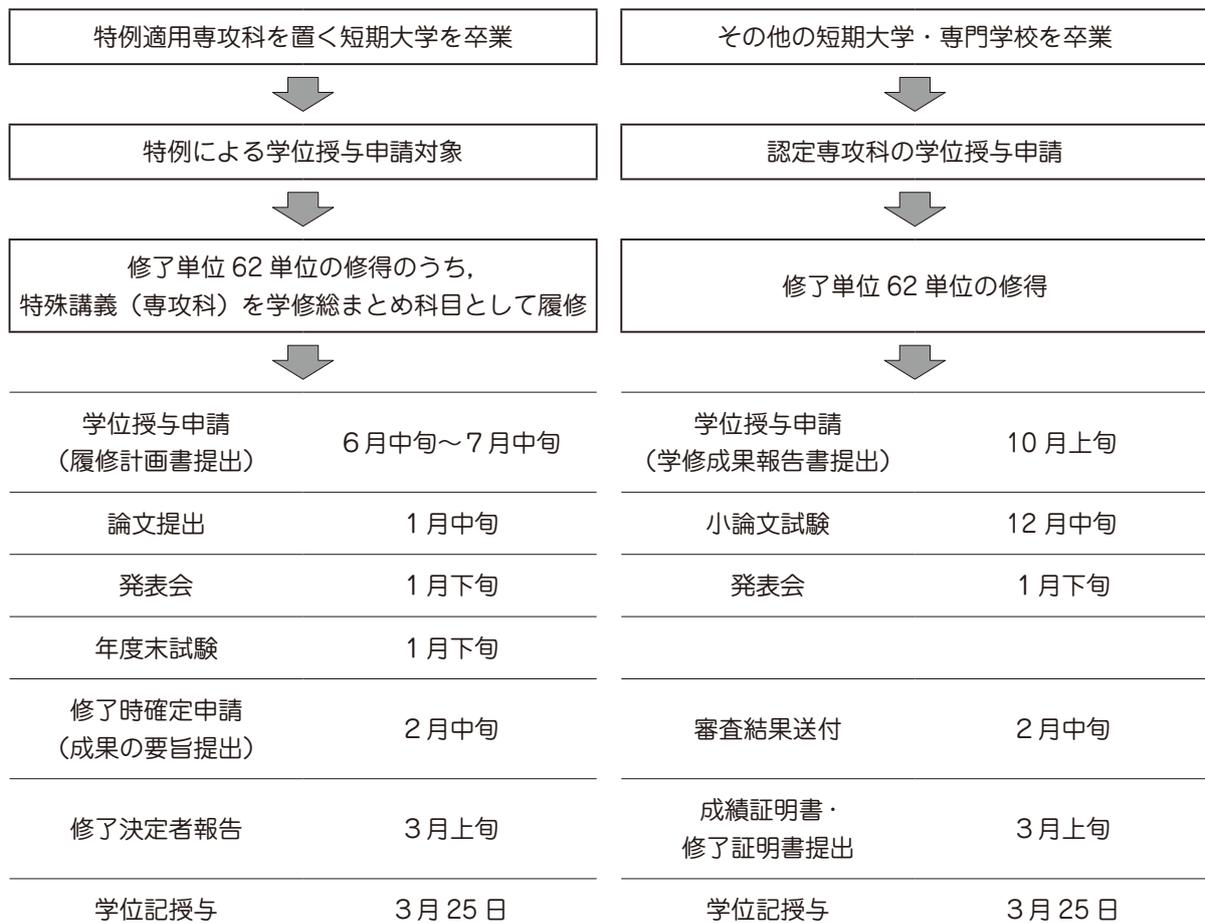
教育内容	科目	単位数	
		講義 又は 演習	実験 又は 実習
社会生活と健康	公衆衛生学特論	2	
	健康科学特論 社会福祉特論	2 2	
	社会生活と健康の小計	6	
人体の構造と機能	解剖生理学特論	4	
	解剖生理学特別実験		1
	生化学特論	2	
	病理学特論	2	
	疾病学特論	2	
	人体の構造と機能の小計	10	1
食品と衛生	食品学特論	4	
	食品衛生学特論	2	
	食品機能特論	2	
	食品産業特論	2	
	食品と衛生の小計	10	
栄養と健康	栄養学特論	4	
	ライフステージ栄養学特論	2	
	臨床栄養学特論	4	
	実践臨床栄養学特論	2	
	臨床栄養学特別実習Ⅰ（校内実習）		1
	臨床栄養学特別実習Ⅱ（校外実習）		2
	栄養と健康の小計	12	3
栄養の指導	公衆栄養学特論	2	
	栄養教育特論	2	
	栄養教育特別実習Ⅰ（校内実習）		1
	栄養教育特別実習Ⅱ（校外実習）		1
	栄養カウンセリング特論	2	
	栄養情報処理特別演習	1	
	栄養の指導の小計	7	2
給食の運営	調理科学特論	4	
	調理学特別実習		1
	給食経営管理特論	2	
	給食の運営の小計	6	1
	小計	51	7
関連する専門科目	バイオテクノロジー特論	2	
	食文化特論	2	
	統計解析特論	2	
	情報処理特別演習	1	
	外国文献講読	1	
	特殊講義	2	
	特別研究	4	
	関連する専門科目の小計	14	
	小計	65	7
	合計	72	

学位取得

「学士（栄養学）」は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が示す手順に従って、次の「1」又は「2」の要件を満たし、〔基本基準〕の単位を修得することにより取得できます。学士の学位の取得により、大学院進学を目指すことが可能となります。

- 1 特例適用専攻科を置く短期大学を卒業した後に、専攻科の修了条件である62単位上（必修科目を含む）を修得した者。
→学修総まとめ科目『特殊講義（専攻科）』を履修し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構へ「履修計画書」及び「成果の要旨」を提出し合格した者。
- 2 上記以外の短期大学、専門学校等を卒業し、専攻科の修了条件である62単位以上（必修科目を含む）を修得した者。
→「学修成果報告書」を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構へ提出（2年次10月初旬）し、同機構が行う学修成果の審査並びに筆記試験に合格した者。
- 3 「1」又は「2」の要件を満たし、学位授与機構の定める次表の「基本基準」を満たす単位を修得した者。

【学位取得の流れ】



資格検定試験

一般的に資格を取得するといってもさまざまな条件があり、ここに記載した資格検定試験は短期大学部が受験を奨励する検定試験です。

この中には、受験の申込を教務課や各研究室で行い、短期大学部が試験会場になるものもあります。

また、海外留学の条件として TOEFL550 点程度が目安になる場合もあり、就職活動をする上でも、さまざまな資格を得ることは大きな自信につながっていくと思います。

資格検定試験名	問い合わせ先	問い合わせ先(学内)
実用英語技能試験 (英検)	(財)日本英語検定協会 〒162-8055 東京都新宿区横寺町 55 TEL 03-3266-6581 (URL) http://www.eiken.or.jp	国際教育センター (本館 1 F)
TOEFL® (Test of English as a Foreign Language)	国際教育交換協議会 (CIEE) 日本代表部 〒150-8355 東京都渋谷区神宮前 5-53-67 コスモス青山 TEL 03-5467-5501 (URL) http://www.cieej.or.jp	国際教育センター ※ TOEFL-ITP® (本館 1 F)
TOEIC® (Test of English for International Communication)	国際ビジネスコミュニケーション協会 TOEIC 運営委員会東京業務センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-2 山王グランドビル TEL 03-5521-5901 (URL) http://www.toeic.or.jp	国際教育センター ※ TOEIC® Listening&Reading IP テスト
日商簿記検定試験	日本商工会議所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-2 東京商工会議所ビル 6 階 TEL 03-5777-8600 (検定情報ダイヤル) * または全国各地の商工会議所 (URL) http://www.kenntei.ne.jp	国際研究室 (15 号館 1 F)
日商 P C 検定試験 (文書作成)		教務課 (本館 1 F)
日商 P C 検定試験 (データ活用)		
ファイナンシャル プランニング技能検定試験	一般社団法人金融財政事情研究会 検定センター 〒160-8529 東京都新宿区荒木町 2-3 TEL 03-3358-0771 (URL) http://www.kinzai.or.jp/	ビジネス教養研究室 (13 号館 2 F)
医療事務技能審査試験	一般財団法人日本医療教育財団 〒101-0064 東京都千代田区猿楽町 2-2-10 TEL 03-3294-6624 (URL) http://www.jme.or.jp	

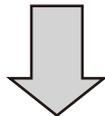
介護職員初任者研修講座

介護職員初任者研修とは、介護の仕事に就くためのスタートラインの講座です。受講することで介護の心構えや福祉の理念・知識・技術を学ぶことができます。本学では、専攻科食物栄養専攻に在籍する学生が講座を受講し、修了試験に合格すれば全国で通用する修了証明書を取得できるようになっています。この講座を修了し、さらに介護職員として3年以上の実務経験をつむと、介護福祉士（国家資格）の受験資格が得られます。本講座は、日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻独自の講座のためスケジュールは本学学生のためのクラス編成で行われます。なお本講座を受講する場合には、別途授業料が必要となります。

【講座スケジュール 約4か月】

講座開講予定 10月又は2月開始の2コース

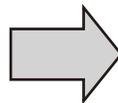
申し込み



教材受け取り

自宅学習

レポート問題4回を
スクーリング中に提出

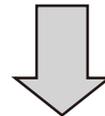


スクーリング
(約94時間)

1～5回目：講義
6～15回目：実習

16回目：修了試験

(五肢選択一方式、正解方式、選択方式)



修了証明書

フードアナリスト検定試験講座

フードアナリストのカリキュラムでは、普段何気なく接する食材や最新のレストラン、食文化、食のトレンド情報を体系的に学んでいきます。資格の取得は4級からスタートします。

4級カリキュラムでは、「食の情報」のプロに求められる基礎的な知識はもちろん、世界各国の料理の特徴、食材、飲料、食の安全性、レストランの格付け機関、食の名言・格言、菓子・食パンの種類や、レストランでの英会話・英単語・テーブルマナーなど、食・食空間に関する知識・教養を学んでいきます。食をあらゆる角度から勉強したフードアナリストは、食のあらゆるシーンで活躍しています。最上級資格であるフードアナリスト1級では、高いレベルのテイasting能力が求められます。

本学では、専攻科食物栄養専攻の学生を対象の講座を本学内で開催します。受講する場合は、別途受講料が必要となります。

【フードアナリスト取得方法】



NR・サプリメントアドバイザー

NR・サプリメントアドバイザー（NR・SA）は、一般社団法人日本臨床栄養協会が認定する資格です。

NR・サプリメントアドバイザーの役割は、「保健機能食品、サプリメントの国民への啓発」であり、「消費者に対して保健機能食品、サプリメントについて、専門的観点から個人個人の栄養状態を評価し、適切にアドバイスできること。」です。

この資格の活躍の場は、

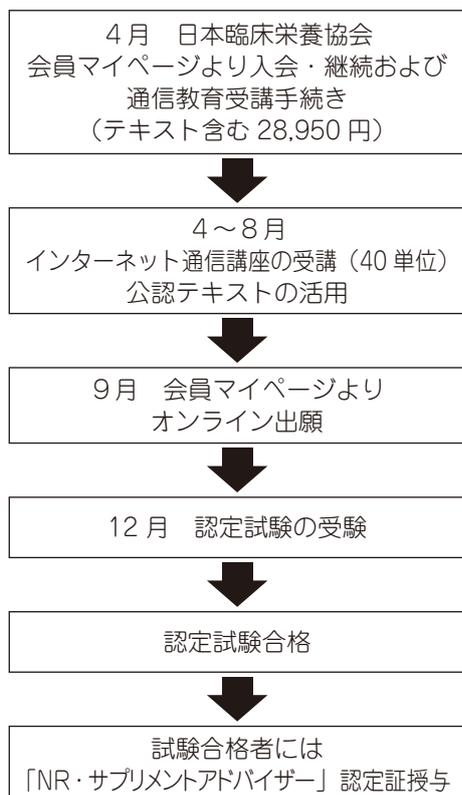
1. 保健機能食品等が販売されている店舗や通販の機会等
調剤薬局・ドラッグストア、スポーツクラブ、エステティックサロン
2. 保健機能食品等の製造・販売会社のお客さま相談室等
保健機能食品の製造・販売会社やお客さま相談部門
3. 保健所、保健センター、病院・診療所等の保健・医療機関
病院・歯科医院・診療所・保健所
4. 消費者センター等の消費者相談機関
5. 地域における食生活改善活動の場、学校や地域での食生活改善活動の場です。

食物栄養学科は一般社団法人日本臨床栄養協会の学校登録認定を受けており、在籍学生には資格取得の費用に優遇措置*があります。本学科設置の応用食品学、食品衛生学、応用栄養学の受講（6単位取得）、インターネット通信講座の受講（40単位取得）、公認テキストの活用により、認定試験に合格することで、在学中に資格が取得できます。

認定試験は、毎年12月上旬に行われる予定です。

*通常75,300円かかるところ、登録認定校学生会員は24,400円（入会金なし、年会費4,000円、通信教育受講料5,100円、認定試験受験料15,300円）で受験できます。（初回受講には公認テキスト4,950円）

【資格取得の流れ】



【カリキュラム】

第1章	NR・サプリメントアドバイザーの役割と倫理
第2章	基礎の生理学
第3章	基礎の生化学
第4章	人間栄養学
第5章	生活習慣病概論
第6章	臨床栄養と臨床検査
第7章	身体活動と栄養
第8章	食品安全衛生学
第9章	健康食品
第10章	臨床薬理学
第11章	食品機能の科学的根拠
第12章	行動科学とカウンセリング
第13章	国内外の関連法規－食品の健康表示と安全性－

5年毎の更新手続き（更新手続き5,100円）
日本臨床栄養協会 正会員の継続
更新のための研修単位取得（5年間で50単位）
レポート提出
在学年年会費：学生会員4,000円
卒業生年会費：正会員8,000円

NR・サプリメント
アドバイザー

日本大学短期大学部学則 (抄)

第1節 目的及び使命

第1条 本短期大学部は、日本大学建学の精神にのっとり、一般教養との密接な関連の基に、科学的で実際的な専門教育を施し、善良な社会人を育成することを、目的及び使命とする。

第2節 組 織

第2条 本短期大学部は、次の学科をもって組織する。

学 科 名
ビジネス教養学科
食物栄養学科
建築・生活デザイン学科
ものづくり・サイエンス総合学科

2 本短期大学部専攻科は、次のとおりである。

専 攻 名
食物栄養専攻

第5節 学年・学期及び休業日

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第12条の2 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第13条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日 曜 日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 日本大学創立記念日(10月4日)
- ④ 春季休業 3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業 7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業 12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時的休業については、そのつどこれを定める。

第6節 入学・在学・編入学・休学・留学・退学及び除籍

第14条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第15条 本短期大学部に、入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を持ち、本短期大学部の選抜試験に合格した者とする。

- ① 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- ② 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
- ③ 外国において、学校教育による12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- ④ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ⑤ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- ⑥ 文部科学大臣の指定した者
- ⑦ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- ⑧ その他本短期大学部において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第16条 入学を志願する者は、各学科所定の手続によって願出のものとする。

第17条 入学の選抜試験に合格した者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。

第18条 修業年限とは、本短期大学部の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

- 2 在学年限とは、本短期大学部において学生の身分を有することができる期間のことをいう。
- 3 修業年限は、最低2年とし、在学年限は、4年とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第20条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

- 2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。
- 3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願出、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。
- 4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第22条 留学とは、本短期大学部が教育上有益と認めたとき、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第23条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。
ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第25条に基づく除籍によるもの

④ 第50条及び第51条に基づく懲戒によるもの

2 第32条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第24条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学科に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学科に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

① 本短期大学部に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学科が定める単位数を修得している者

② 病気その他やむを得ない事由で退学した者

③ 人物及び在学中の成績が妥当な者

4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。

5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。

6 再入学を願い出た者については、学科の所定の手続によって願い出るものとする。

7 再入学の選考に合格した者は、学科の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げ許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情

により年次を上げて入学を許可することができる。

- 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第18条第3項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。
- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。

第25条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。
 - ① 故なくして学費の納付を怠った者
 - ② 故なくして欠席が長期にわたる者
 - ③ 在学年限を超えた者

第7節 履修規定、卒業及び短期大学士の学位

第28条 各授業科目の、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して短期大学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第29条 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第30条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

- 2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。
 - ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
 - ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。

③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。

④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学科において必要と認めたときに限り、これを行う。

第31条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第32条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S(100～90点)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)、E(履修登録したが成績を示さなかったもの)をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(Grade Point Average、以下「GPA」という)を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数(P又はNとして表示された科目を除く)で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。

5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目(単位認定科目としてNと表示された科目を除く)とする。

6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。

7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。

8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。

9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第33条 各学科を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

2 学生が許可を受けて他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

4 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部

科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 5 学生が本短期大学部に入学する前に短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学で履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 6 学生が本短期大学部に入学する前に行った第4項に規定する学修は、当該学生が在籍する学科の授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 7 第2項及び第5項により修得したものとみなす単位並びに第4項及び第6項により与えることのできる単位は、合わせて30単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に算入することができる。この場合において、第3項により当該学生が在籍する学科の授業科目の履修により修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

第33条の2 第29条に規定する授業によって修得した単位は、30単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第34条 第18条に定める修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に短期大学士の学位を授与する。

第34条の2 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

ビジネス教養学科 商経学

食物栄養学科 栄養学

第34条の3 栄養士については別に定めるところによる。

第8節 学費及び貸給費

第35条 授業料その他所定の学費は、別表2に定めるところにより納付するものとする。

- 2 再入学の学費の取扱いについては、別に定める。
- 3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第36条 授業料を分納しようとする者は、事由を具して保証人連署で願い出るものとする。

第37条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第38条 既納の学費は、返還しない。

第38条の2 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第39条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

- 2 減免・貸給費については、別に定める。

第9節 委託生・科目等履修生・聴講生・特別聴講学生及び外国人留学生

第40条 国又は公共団体から、一定の在学期間と履修科目とを定めて、入学を願い出た者に対しては、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第41条 委託生の入学資格については、第15条の規定を準用する。

第42条 委託生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、願い出によって単位取得証明書を与える。

第43条 委託生として2年以上在学し、所属学科における所定の単位を取得した者には卒業証書を授与する。

第44条 委託生の授業料その他本短期大学部に納付するために必要な費用は、委託者が納付するものとする。

第45条 各学科において、1科目又は数科目の履修を希望する者に対して、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を与えることができる。

3 科目等履修生の出願手続等は、別に定める。

第46条 各学科において、1科目又は数科目の聴講を希望する者に対して、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講を希望する者が出願手続等は、別に定める。

第46条の2 国内又は国外の他の他の短期大学、専門職短期大学、大学又は専門職大学の学生が本短期大学部の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続等は、別に定める。

第47条 外国人留学生の入学及び再入学については、第6節の規定を準用する。ただし、特別に選考を行い入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、学修の必要に応じて第2章に掲げる授業科目の一部に代え又はこれに加えて日本語科目及び日本事情に関する科目（以下日本語科目等という）を開設することができる。

3 前項に定める日本語科目等の授業科目については、当該教授会がこれを審議する。

4 帰国生についても第1項及び第2項の規定を準用することができる。

第48条 委託生及び外国人留学生に関して、本節各条に規定しない事項については、本短期大学部学生に関する規定を準用する。

第10節 賞 罰

第49条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第50条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第51条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。
- 4 訓告とは、文書で戒めることをいう。
- 5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

第3章 専攻科

第1節 総則

第61条 本短期大学部に、専攻科を置く。

2 専攻科は、短期大学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に、更に精深な学術の理論及び応用を教授し、その研究を指導することを目的とする。

第62条 専攻科の修業年限は、2年とする。2年を超えて在学しようとする者は、関係学科長の許可を得なければならない。ただし、4年を超えて在学することはできない。

第63条 専攻科に2年以上在学して、所定の課程を修了したと認められる者には、修了証書を授与する。

第64条 本章に規定しない事項については、第1章総則による。

第3節 入学及び入学資格

第68条 専攻科に入学できる者は、次の資格を有し、本短期大学部の検定に合格した者とする。

- ① 短期大学を卒業した者
- ② 大学に編入学することができる基準を満たす高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等科を含む）の専攻科の課程を修了した者
- ③ 大学に編入学することができる基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
- ④ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- ⑥ 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- ⑦ 本専攻科において、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

部科校所在地一覧

日本大学本部

〒102-8275 千代田区九段南4-8-24

JR総武・中央線, 東京メトロ有楽町線・南北線,
都営地下鉄新宿線「市ヶ谷」駅下車徒歩2分

法学部

〒101-8375 千代田区三崎町2-3-1

JR総武・中央線, 都営地下鉄三田線「水道橋」
駅下車徒歩3～4分
都営地下鉄新宿線・三田線, 東京メトロ半蔵門線
「神保町」駅下車徒歩5分

文理学部

〒156-8550 世田谷区桜上水3-25-40

京王線, 東急世田谷線「下高井戸」駅下車徒歩
10分
京王線「桜上水」駅下車徒歩10分

経済学部

〒101-8360 千代田区三崎町1-3-2

JR総武・中央線, 都営地下鉄三田線「水道橋」
駅下車徒歩3～4分
都営地下鉄新宿線・三田線, 東京メトロ半蔵門線
「神保町」駅下車徒歩5分

商学部

〒157-8570 世田谷区砧5-2-1

小田急線「祖師ヶ谷大蔵」駅下車徒歩12分
小田急線「成城学園前」駅下車バス5分

芸術学部

〒176-8525 練馬区旭丘2-42-1

西武池袋線「江古田」駅下車徒歩3分

【所沢校舎】

〒359-8525 所沢市中富南4-21

西武新宿線「航空公園駅」, JR武蔵野線「東所
沢駅」よりバス15分

国際関係学部

〒411-8555 三島市文教町2-31-145

【北口校舎】

〒411-8588 三島市文教町1-9-18

危機管理学部

〒154-8513 東京都世田谷区下馬3-34

東急田園都市線「三軒茶屋」下車徒歩10分

スポーツ科学部

〒154-8513 東京都世田谷区下馬3-34

東急田園都市線「三軒茶屋」下車徒歩10分

理工学部

【駿河台校舎】

〒101-8308 千代田区神田駿河台1-8-14

JR総武・中央線, 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」
駅下車徒歩3分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅下車徒歩3分
都営地下鉄新宿線「小川町」駅下車徒歩7分

【船橋校舎】

〒274-8501 船橋市習志野台7-24-1

東葉高速線「船橋日大前」駅下車徒歩1分

生産工学部

〒275-8575 習志野市泉町1-2-1

JR総武線「津田沼」駅北口下車バス10分
京成本線「京成大久保」駅下車徒歩10分

工学部

〒963-8642 郡山市田村町徳定字中河原1

JR東北新幹線・東北本線「郡山」駅下車バス20分
JR東北本線「安積永盛」駅下車徒歩15分

医学部

〒173-8610 板橋区大谷口上町30-1

東武東上線「大山」駅下車徒歩15分
池袋駅西口バス20分

歯学部

〒101-8310 千代田区神田駿河台1-8-13

JR総武・中央線, 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」
駅下車徒歩2～5分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅下車徒歩2分
都営地下鉄新宿線「小川町」駅下車徒歩7分

松戸歯学部

〒271-8587 松戸市栄町西2-870-1

JR常磐線, 東京メトロ千代田線, 新京成電鉄「松
戸」駅下車バス15分

生物資源科学部

〒252-8510 藤沢市亀井野1866

小田急江ノ島線「六会日大前」駅下車徒歩2分

薬学部

〒274-8555 船橋市習志野台7-7-1

東葉高速線「船橋日大前」駅下車徒歩7分
新京成電鉄「北習志野」駅下車徒歩20分

通信教育部

〒102-8005 千代田九段南4-8-28

JR総武・中央線, 東京メトロ有楽町線・南北線,
都営地下鉄新宿線「市ヶ谷」駅下車徒歩3分

令和7年3月25日印刷

令和7年4月1日発行

編集 日本大学短期大学部(三島校舎)学務委員会

発行 日本大学短期大学部(三島校舎)教務課

〒411-8555 静岡県三島市文教町2-31-145

TEL (055) 980-0802番

印刷 大和印刷株式会社

静岡県裾野市深良3642-12

日本大学 NIHON UNIVERSITY

本	部	Central Administration Office
法	学	College of Law
文	理	College of Humanities and Sciences
經	济	College of Economics
商	学	College of Commerce
芸	術	College of Art
国	際	College of International Relations
危	機	College of Risk Management
ス	ポ	College of Sports Sciences
理	工	College of Science and technology
生	産	College of Industrial Technology
工	学	College of Engineering
医	学	School of Medicine
齒	学	School of Dentistry
松	戸	School of Dentistry at Matsudo
生	物	College of Bioresource Sciences
藥	学	School of Pharmacy
通	信	Distance Learning Division
短	期	Junior College



2025
JUNIOR
COLLEGE
(MISHIMA CAMPUS)
NIHON
UNIVERSITY